

Ⅳ 質疑応答集



IV. 質疑応答集

よくある質問をまとめていますので、ご参照ください。

目 次

1. 本制度創設の趣旨等

本保険制度共通事項 105

- 問1 本制度の関係者の役割と立場は。
- 問2 本制度はどのように見直し、改善しているのか。
- 問3 学生健康保険互助組合（学生健保）との関係は。
- 問4 学校賠償責任保険との関係は。
- 問5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付との違いは。
- 問6 スポーツ安全保険との違いは。

2. 加入および加入手続

共 通 106

- 問7 被保険者の資格として「本協会の賛助会員校に在籍する学生に限ります。」とあるが、「在籍」の定義を教えてください。
- 問8 「全員加入」だが、科目等履修生や研究生も学研災や付帯賠償に加入できるのか。
- 問9 保険期間開始種別（保険開始月）は4月、9月、10月の3種類しかないが、例えば留学生を7月や2月などに受け入れる場合、どれを選択するべきか。また、保険期間は何年間とすればよいのか。
- 問10 10月から保険に加入する学生がいる。4月に入学をしているが、保険の開始月（保険期間開始種別）は10月で報告してよいのか。
- 問11 4月入学の学生が休学をしている間に補償期間が切れた。10月に復学したが、この場合4月入学と10月入学のどちらで集計報告を提出したらよいか。
- 問12 学研災に1年間任意加入する場合、例えば5月31日に学生から保険料を受領したとすると、学研災の補償期間は6月1日から翌年5月31日の1年間となるのか。

学研災（普通保険） 107

- 問13 学研災と付帯学総の違いがよく分からない。
- 問14 インターンシップ中の補償が必要な場合、付帯学総に加入していれば付帯賠償に加入する必要はないのか。
- 問15 学研災において、個々の学生がタイプ（Aタイプ：死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ：同1,200万円）を選択することはできるのか。
- 問16 所定の修業年限と保険期間および保険料との関係は。
- 問17 通信教育生の保険期間は。

- 問18 昼間部の授業と夜間部の授業が混在する場合、どちらで加入するのか。
- 問19 エクステンションセンターをはじめとするオープンカレッジ（公開講座）に属する学生は加入対象となるか。
- 問20 学生の入学時期が9月中旬であり、卒業日も4年後の9月中旬である。9月始期で申し込んだ場合、保険期間は4年後の8月末日までとなるのか。
- 問21 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、学研災への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。
- 問22 日本学術振興会特別研究員であるPDに対する学研災の適用についてはどうなるのか。
- 問23 学研災は全員加入だが、編入学生や記載漏れであとから追加で数名分申し込む場合も全員加入とするのか。
- 問24 全員加入の場合、休学中の学生の扱いは。
- 問25 集計報告提出時に日本人と留学生の内訳を記入する場合、外国人留学生のカウント方法の基準はなにか。
- 問26 学研災（普通保険）、通学特約、接触感染特約および付帯賠償の保険料は、年末調整または確定申告における所得控除の対象となるか。

通学特約 109

- 問27 通学特約への加入方法は。

付帯賠償 109

- 問28 Aコース（学研賠）とBコース（インターン賠）の大きな違いを教えてください。
- 問29 薬学部の実習や社会福祉士の実習、管理栄養士の病院実習は、賠償ではどのコースに入ればよいか。
- 問30 薬局でインターンシップをする際に薬の販売なども伴う場合が多くなった。Bコース（インターン賠）では対象外か。
- 問31 医学部などの医療系学部であってもインターンシップに参加するだけの場合、Cコース（医学賠）ではなくBコース（インターン賠）への加入で問題ないか。
- 問32 歯学部はAコース（学研賠）に加入しているが、実習は補償対象外か。
- 問33 医療実習がある1年間だけCコース（医学賠）に加入できるのか。
- 問34 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、付帯賠償への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。
- 問35 Lコース（法科賠）に在籍学生全員を加入させるのはなぜか。
- 問36 Lコース（法科賠）に在籍学生全員という範囲はどこまでか。

3. 契約内容変更

学研災（普通保険） 110

- 問37 保険期間中に休学、または留年となる場合はどのように処理すればよいか。
- 問38 休学に係る返金申請はどのタイミングで行うのがよいか。
- 問39 休学期間が通算して1年以上（普通保険約款第20条第1項第3号）とは。
- 問40 休学期間は半期+半期で1年間ということでも返金されるのか。
- 問41 半年休学し、そのまま退学した場合は返金されるのか。
- 問42 帰国してしまった留学生に返金ができない場合等で、被保険者以外の口座に返金することは可能か。

4. 保険金請求

(1) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）・付帯賠償共通事項	111
問43 障害を持つ学生の支援の一環で、ノートテイクや教室移動の介助等を行う場合、自分自身の授業ではないが学研災および付帯賠償は適用されるのか。	
問44 個人的に行くインターンシップでも、例えば「教務課に届け出をしたものについては学校行事とする」ということをP.49に基づいて包括承認方式で認めれば、学校が詳細を把握しなくても学研災および付帯賠償の補償対象となるか。	
問45 留学生が海外で日本の学校の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。同様に、日本で海外の留学先の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。	
(2) 学研災（普通保険）	111
傷害とは	111
問46 「傷害」とはどのようなものか。	
問47 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味か。	
問48 はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合、医療保険金支払いの対象となるか。	
問49 くせになった脱臼や椎間板ヘルニアの治療は対象となるか。	
問50 病院実習中の院内感染は対象となるか。	
問51 けがが原因で病気になった場合も対象となるか。	
問52 気胸は対象となるか。	
問53 アレルギーは学研災の対象か。	
問54 熱中症や日射病も学研災の補償対象となるとのことだが、補償対象となる活動範囲について詳しく知りたい。	
問55 本人に過失があつてけがをした場合も学研災の補償対象となるか。	
問56 けんかによるけがは学研災の補償対象となるか。	
問57 食中毒は対象となるか。	
問58 正課の合宿中の食事が原因で食中毒になった場合、同じものを食べても、食中毒になる人とならない人がいるはずである。例えば、合宿をした20人のうち1人だけに症状が出た場合でも学研災の対象になるか。その場合に必要な書類はどのようなものか。	
問59 正課での海外演習中の食中毒に対して学研災が適用されたとのことだが、食事中も補償対象なのか。食事中は私的活動中のため、対象外ではないのか。	
問60 健康診断での採血で腕が腫れたための通院は対象となるか。	
問61 後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうなるか。	
問62 急激にガスを吸い込みガス中毒になった場合はどうなるか。	
問63 学研災と付帯学総の両方に加入しているが、付帯学総でけがの治療費用が払われた場合でも、学研災からの支払いは行われるのか。	
保険金が支払われない場合	114
問64 保険金が支払われない場合は。	
問65 突然死の場合はこの保険の対象となるか。	
正課中（その1－授業）	115
問66 遠方での実習等でやむを得ず車を使用する際、他人が運転していた車の助手席に乗っていた学生がけがをした。学研災の補償対象となるか。	
問67 ゼミ旅行は正課の対象となるか。	
問68 正課中に火災が発生し、逃げる途中で転倒してけがをした場合、対象となるか。	

問69	授業時間を超えて実験を続けていたところ、爆発してけがをした。この場合、対象となるか。	
問70	獣医学部で動物に触れウイルスに感染した場合、対象となるか。	
問71	教育実習については、実習校にいる間の活動は全て対象となるか。	
問72	教育実習中に部活動を指導している間も対象となるか。また、遠征に同行した場合は対象となるか。	
問73	教員資格取得のための水泳練習等も対象となるか。	
問74	学校Aの正規学生が学校Bで科目等履修生として授業を受ける場合、学校Aで加入していれば対象となるか。	
問75	学生を教授とともに会議等に参加させる場合、補償対象となるか。	
正課中 (その2ー海外)	116
問76	①海外の事故でも学研災の補償対象か。 ②留学先との往復で飛行機に搭乗中の事故は対象となるか。	
問77	単位互換の提携をしているコミュニティカレッジに留学する場合、対象となるか。	
問78	海外(海外研修・留学)における学研災の補償範囲はどのようになっているのか。	
問79	海外研修における私的活動中の事故は。	
問80	正課・学校行事のプログラムの一環として、自由時間を設定し現地との交流活動を学生に求める場合、補償対象となるか。	
正課中 (その3ー卒論研究など)	117
問81	教員の指示とはどの程度のものをいうのか。	
問82	研究に従事している間の事故証明の基準は何か。	
問83	卒業演奏会、卒業制作中の事故は対象となるか。	
正課中 (その4ー授業の準備等)	118
問84	授業の準備または後始末を行うために教室を離れている間は含まれるか。	
問85	学校の図書館でけがをした場合、対象となるか。	
問86	正課や学校行事のための移動中は補償対象となるか。	
問87	農場実習のためキャンパスから農場まで学校所有のバスを利用しているが、そのバスに乗車中の事故は対象となるか。	
問88	休み時間中の事故は補償対象となるか。	
学校行事中	119
問89	本保険にいう学校の主催する学校行事の概念とは。	
問90	例示されている入学式、オリエンテーション、卒業式の他に具体的には、どのようなものが学校行事に含まれるのか。	
問91	学園祭や体育祭などの場合、準備や後片づけも学校行事として扱われるのか。	
問92	学園祭や体育祭の準備等で休日に学校施設内でけがを負った場合、学研災の対象となるか。	
問93	学校行事としての位置づけについて個別承認方式をとっているが、インターンシップ受入決定時期により、委員会での承認が事後になることがある。その場合どのように事前手続きを行えばよいか。	
問94	学校が学校行事として承認している冬休みのスキー教室での事故は対象となるか。	
問95	消防署の指示および指定で寮監の指導の下に寮の火災訓練を行った場合の事故は対象となるか。	
問96	オリエンテーション等の学校が主催する行事において、講師として登壇している学生がその最中に事故に遭った場合、対象となるか。	
問97	工場見学、美術館見学は対象となるか。また、これら見学が任意参加の場合でも対象となるか。	
問98	普段は自動車通学を禁止しているが、学園祭の時などレンタカーなどを使用する場合がある。	

そういった状況でも対象となるか。

学校施設内にいる間…………… 120

- 問99 休日、祝日または休校中（夏期休暇中等）における学校施設内の事故は対象となるか。
 問100 学校施設内に公共交通機関が乗り入れている場合で、学校施設内における公共交通機関内での事故は対象となるか。

課外活動（クラブ活動）中…………… 121

- 問101 課外活動（クラブ活動）中のけがが補償対象となる治療日数を14日とした理由が知りたい。
 問102 学研災と付帯賠償で「課外活動」の定義はどう異なるのか。
 問103 課外活動（クラブ活動）における「団体管理下の活動」とは。
 問104 グラウンドでクラブ活動を行うために学校へ向かい、校門を入った後にけがをした場合、クラブ活動中の事故となるか、学校施設内の事故となるか。
 問105 クラブ活動のために着替えに行く際、部室のドアを開けたところで転倒し打撲した。この場合は、「課外活動（クラブ活動）中」となり、14日以上の治療からの支払いになるのか。
 問106 練習場所に集合時間より早く着いたので準備運動を行っている間の事故は対象となるか。
 問107 クラブ活動終了後、部室で部員同士が遊びで腕相撲をしたところ、腕の関節を捻挫した。この場合、クラブ活動は終了しているので、「学校施設内」にいる間として、治療日数4日以上から支払い可能か。それとも、部室内でのけがのため、「課外活動（クラブ活動）中」となり治療日数14日以上からの支払いになるのか。
 問108 トレーニング中のけがは対象となるか。
 問109 試合終了後に反省会を行っている間の事故は対象となるか。
 問110 近所に住む同じ学校のテニス部員と市民テニス大会に出場した時の事故は対象となるか。
 問111 合宿のため集合場所から合宿所へ向かう途中の事故は対象となるか。
 問112 海外遠征は対象となるか。
 問113 本学では、教授に同行して活動するものについても課外活動と呼んでいる。学研災の課外活動の定義とは異なるが、補償対象となるか。

その他の活動…………… 123

- 問114 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に対する学研災の適用についてはどうなるか。
 問115 学校間連携事業の研修プログラム等で、他校の学生とともに活動をする場合は補償対象となるか。
 問116 震災に係る教育研究活動中は補償対象となるか。
 問117 観測活動とは何を指すのか。
 問118 ①観測活動に従事している間とは何を指すのか。
 ②観測活動中の私的活動とは何を指すのか。
 問119 被災地でのボランティア活動に参加する場合は学研災の対象となるか。
 問120 被災地におけるボランティア活動中に地震等でけがをした場合は、対象となるか。
 問121 学生をアルバイトとして雇用する場合、学研災の補償対象となるか。（例：ティーチングアシスタント、イベントの案内係、試験監督等）
 問122 休学中の学生は学研災の補償対象となるか。
 問123 卒業後でも保険金請求ができるのか。
 問124 宿泊を要する実習や、課外活動（クラブ活動）参加のためホテル等に一時宿泊する場合はどうなるか。

(3) 通学特約	125
通学中	125
問125 学生の住居のどこから学校のどこまでが通学特約の補償範囲となるか。	
問126 学校行事として学生がOBの勤めている企業に見学へ行くこととなった。以下の①②の場合、通学特約の対象となるか。	
① 学校からバスで出発して企業へ移動中	
② 訪問先が実家近辺に所在しているため、学生が実家から直接企業へ移動中	
問127 通学途中に友人宅に行ったり、映画館に入った場合はどうなるか。	
問128 友人宅に宿泊し、そこから学校に向かう場合は補償対象となるか。	
問129 実家や旅行先等と学校との往復途中に事故にあった場合でも通学特約の補償対象となるか。	
問130 下宿生が夏休み等、長期休暇前の学校の最後の授業が終わった後、そこから直接実家に帰省する場合はどうなるか。	
問131 夜間部の学生はほとんどが社会人だが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となるか。	
問132 授業後に帰宅中、自宅生の学生が夕食に寄った後で交通事故に遭った場合は、通学特約の補償対象となるか。	
問133 企業実習の場合の会社施設や、他校のグラウンドも学校施設に含まれるのか。また、その範囲は。	
問134 友人から授業のノートを借りるため、もしくは図書館で自習するためにキャンパスへ向かう途中で交通事故に遭った場合は補償対象となるか。	
問135 自動車やバイクでの通学を禁止している学校で、それに違反した学生の通学中の事故は補償対象となるか。	
問136 家族が運転する自動車での通学中、交通事故に遭った場合は補償対象となるか。	
問137 自動車で通学する時、友人を送迎するため遠回りした場合の事故は補償対象となるか。	
学校施設等相互間の移動中	127
問138 朝、講義へ向かう途中に転倒し、足にけがを負った学生がいる。キャンパス内を移動している間の事故なので、学校施設等相互間の移動中といえるのか。	
問139 キャンパスが離れた場所にある場合、キャンパス間の移動中の事故は対象となるか。	
問140 授業終了後、バレーボール部の対外試合に参加するため、個別に他校の体育館に移動する場合はどうなるか。	
問141 授業終了後、離れたキャンパスにある図書館に自習のため、移動する場合はどうなるか。	
(4) 接触感染特約	128
接触感染	128
問142 接触感染特約の補償対象が知りたい。	
問143 接触感染とは。	
問144 接触感染以外の院内感染（空気感染等）も対象となるか。	
問145 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は接触感染特約の補償対象となるか。	
問146 臨床実習の範囲はどこまでか。	
問147 学生が行う介護体験実習・保育実習の場所が社会福祉施設等の場合も、病院または診療所等で行う実習とみなせるか。	
問148 感染症に関する法律 ^(*) 第6条第1項の感染症のうち、接触感染特約の対象と想定されるものが知りたい。	
問149 実習と実験の違いは。	
問150 医療関連学部ではないが、接触感染特約に加入できるのか。	
問151 接触感染特約に加入していなくても、C型肝炎の疑いで検査のため1日通院したら医療保険金の	

対象になるか。

- 問152 学研災と付帯学総の両方に加入している学生が感染症予防措置を受けた場合、両方から支払われるのか。
- 問153 結核患者のいる病棟実習を行った後に結核に感染しているかどうかを調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問154 学校で血糖値測定など注射器を使用しての実習は補償対象となるか。
- 問155 獣医学部の学生が、実習中に感染症の疑いのある動物にかまれた際に、その動物の感染症について特定できない場合でも、学生がどのような病気（感染症）にかかっているか、また、病原体を特定するために調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問156 針刺し事故が発生した際、被保険者（被害者）本人を検査する方法と針に付着していた体液の当人を検査する方法がある。どちらも補償対象となるか。
- 問157 病院での実験は、接触感染特約の補償対象となるか。
- 問158 鍼灸学部において学生がお互いに鍼を刺しあう実習は、接触感染特約の補償対象となるか。

(5) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）共通事項 130

支払保険金・保険金請求手続..... 130

- 問159 医療保険金はなぜ実費払いとしなかったのか。
- 問160 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは。
- 問161 医療保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味か。
- 問162 入院の日数も治療日数に含めてよいか。例えば、クラブ活動中の事故（治療日数14日から対象）で、入院を2日間、通院を12回した場合、いくら請求できるのか。
- 問163 一度請求が終了した事故について、一旦治癒したけがが再発した。再度、病院に通った場合も対象となるか。
- 問164 骨折で入院加療を受け、その分については既に保険金の支払いを受けたが、その後手術の際に骨の固定のため埋め込んだボルトの除去手術とリハビリが必要になった。改めて保険金を請求したいが、手続きはどうしたらよいか。
- 問165 学研災以外の傷害保険に加入している場合、重複して学研災の保険金は支払われるか。
- 問166 通学中の事故の場合、通学中事故証明書の提出は保険金請求時でよいか。
- 問167 診断書はどの医師が発行するものでもよいか。
- 問168 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっているが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできるか。
- 問169 領収書は必ず添付が必要か。
- 問170 治療の途中でも保険金請求できるか。
- 問171 卒業後も治療が続くが、完治後の保険金請求は学校から行うという理解でよいか。
- 問172 保険金を請求するに当たって、転院して治療した場合や複数の病院に通った場合、診断書はそれぞれの病院からもらわなければならないのか。
- 問173 松葉杖などの治療用装具および治療用装具の作成に係る費用を請求することは可能か。
- 問174 学研災および付帯学総の両方で補償対象となる事故は、どのように保険金請求するのか。

(6) 付帯賠償 133

正課・学校行事・課外活動..... 133

- 問175 学外の実習やインターンシップ等で学生が賠償事故を起こしてしまった場合、学校は賠償責任を負うか。
- 問176 付帯賠償以外の賠償責任保険にも重複して加入している場合、付帯賠償から保険金は支払われるのか。

- 問177 付帯賠償と付帯学総の両方に加入している学生の賠償の事故は、どちらが適用されるのか。
- 問178 賠償額は相手が複数であっても全て1事故あたり1億円限度か。
- 問179 ゼミの発表のため農家に聞き取り調査を行った際、その家の窓ガラスを誤って割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問180 体育の授業中、自分のメガネを落としてメガネが破損した場合、対象となるか。また、他人のメガネを破損した場合はどうか。
- 問181 卒業研究のため、学校が所有していない設備を有する企業へ指導教員があらかじめ連絡を取り学生がその設備を使って実験を行っていたところ、使用方法を誤ってその設備を壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問182 介護福祉士資格の取得や、社会福祉士資格取得試験の受験資格取得のために必要な養護実習中の事故は付帯賠償の対象となるか。
- 問183 薬学部での実習中、病院等で調剤ミスを起こしてしまった場合、補償対象となるか。
- 問184 実験中、アルコールランプの炎がついたまま動かしたところ、カーテンに燃え移ってしまい「ぼや」を起こしてしまった。付帯賠償の補償対象となるか。
- 問185 実習で動物を治療中に動物を傷つけてしまった場合、付帯賠償の対象となるか。また、管理していた動物が第三者に損害を与えた場合はどうか。
- 問186 教員が実験装置の使用方法を指導し、学生が理解していたにもかかわらず、実験中に実験装置を壊して修理不能となった。新しい実験装置の買替費用は補償対象となるか。
- 問187 単位互換で海外留学している学校で、正課中に研究室の実験器具を誤って床に落とし破損させた。付帯賠償の対象となるか。
- 問188 学園祭に出店していた模擬店から食中毒が発生し、数人が入院した。付帯賠償の対象となるか。また、その責任を負うのは誰になるのか。
- 問189 学園祭の始まる1週間前に、実行委員の学生がPRの垂れ幕を屋上から取り付けようとしたところ、誤って落としてしまい、下を歩いていた学生に垂れ幕の軸が当たってけがをさせてしまった。付帯賠償の対象となるか。
- 問190 車の使用、所有、管理における事故は学研災では対象になるが、付帯賠償ではどうか。
- 問191 ① 介護体験活動を行うため、自宅から受入機関へ自転車で向かう途中に事故を起こし、相手にけがを負わせ自分も負傷した。学研災および付帯賠償の対象となるか。
② 同じ条件で、自宅から受入機関へ自動車に向かう途中の事故の場合はどうか。
- 問192 学校への通学中、学校の最寄りの駅の階段を降りていたところ、つまずいてバランスを崩した拍子に隣にいた人にぶつかってしまい、その人は階段を転げ落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。
- 問193 学校行事としてのソフトボール大会中、走者と内野手が衝突し、内野手がけがをした。このように、スポーツ中にけがを負わせた場合は付帯賠償の対象となるか。
- 問194 臨床実習等で学生が患者に精神的ストレスを与えた場合、補償対象となるか。
- 問195 新型コロナウイルス感染症に感染した学生が、他人へ損害^(*)を与えた場合、付帯賠償で補償されるのか。
- インターンシップ**..... 137
- 問196 インターンシップ先で得た個人情報を漏らしてしまったような場合、賠償の補償対象となるか。
- 問197 所属する学部の教育指導方針で、現場実務を経験するために工事事務所でインターンシップを行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。
- 問198 企業が主催するインターンシップに学生個人が申込みをして参加した。この場合に付帯賠償は適用されるのか。
- 問199 県庁が県内の企業に呼びかけてインターンシップを実施することになり、県内の各大学あてに参加希望者を推薦してほしいという通知が届いた。県庁が学長の推薦（学長個人の判断ではな

い)に基づき参加者を決定することになるが、大学としてはこのインターンシップを正課または学校行事として位置づけているわけではない。このインターンシップは付帯賠償の対象となるか。

問200 正課としてのインターンシップに参加した学生が、企業からアルバイト代相当の賃金と食費、交通費の支給を受けていても、付帯賠償の対象となるか。

問201 インターンシップ中、学生が誤って企業のコンピュータプログラムを壊し、データを消去してしまった。付帯賠償の対象となるか。

問202 インターンシップ先で実験等に使う犬を散歩させていたところ、その犬が他人に危害を加えてしまった。付帯賠償の対象となるか。

介護体験活動…………… 138

問203 学校が単位取得の有無にかかわらず授業の一環として位置づけた介護体験活動を、小・中学校の教員免許取得希望者が行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

問204 既に教員免許を取得済みで介護体験活動を行う必要のない学生が、自分の意思で介護体験活動に申し込み、受入施設で介護体験活動に従事していたところ、相手にけがをさせた。付帯賠償の対象となるか。

教育実習…………… 138

問205 小学校の教育実習に行き、子どもたちから鉄棒の逆上りを教えてほしいと言われたので放課後練習に付き合い、1人の子どもに教えていたところ、一緒に練習に参加した別の子どもが鉄棒から落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

問206 養護学校の教諭の免許取得を希望する学生が病院での養護に関する医学実習を行った場合、付帯賠償の補償範囲に含まれるか。

保育実習…………… 139

問207 児童養護施設で保育実習中、幼児をなだめるため「高い高い」をしていたところ、幼児の頭を教室の鴨居にぶつけてしまい幼児は裂傷を負った。付帯賠償の対象となるか。

問208 保育所で保育実習中、目を離した隙に担当していたクラスの子ども同士が喧嘩して、一人の子どもの投げたおもちゃがもう一人の子どもの顔に当たり、その子どもは眼に大けがを負った。その後、けがをした子どもの父兄が「子どもが大けがをしたのは実習生がしっかりと子どもたちを見ていなかったからだ」と抗議してきた。付帯賠償の対象となるか。

ボランティア活動…………… 139

問209 学校行事としてのボランティア活動に参加した学生が、主催者側から謝礼と交通費を受け取った。謝礼を受け取った場合でも補償対象となるか。

問210 大雨により、近郊で大規模な土砂崩れが発生し、多くの被災者が発生した。学校は、これらの被災者に対する救済ボランティア活動へ一定期間参加する旨を決定し、学生の参加者を募ったが、付帯賠償の適用範囲か。

問211 サッカー部がボランティア活動として近隣の少年サッカーチームの指導を行っている。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

問212 正課の授業としてボランティア実習を義務づけているが、付帯賠償の対象となるか。

問213 学校公認の学生ボランティアサークルが部員のレクリエーションでバレーボールをしていたところ、ボールがコートから出て施設の窓ガラスを割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

往復中…………… 140

問214 授業に出席するために自転車で学校へ向かう途中、駐車していた自動車にペダル部分が接触し、車体のドアにキズをつけてしまった。付帯賠償の対象となるか。

問215 自宅からインターンシップ先の企業へ向かう途中、貸与されていたカメラを電車の中の網棚に

置き忘れて下車し、紛失してしまった。付帯賠償の対象となるか。

問216 活動場所となる施設とは。

問217 学校施設間の移動中とは。

問218 ボランティアクラブの活動のため学校から自転車で保育所へ向かう途中、人とぶつかってけがを負わせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

問219 授業終了後、クラブ活動のため異なるキャンパスのグラウンドへ行く途中、学校から借りていたパソコンを誤って落とし壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

1. 本制度創設の趣旨等

本保険制度共通事項

問1 本制度の関係者の役割と立場は。

答 **本協会**：保険契約者であり、学生の加入を取りまとめて保険の申込みを行うほか、契約内容変更手続等の事務を行います。

学校：本協会が運営する本制度の賛助会員として、学校における加入希望学生を取りまとめ、本協会への保険料の送金、加入者名簿の提出や保険金請求の際の事故証明等を行います。

学生：被保険者として、保険の効用を受ける人です。

引受保険会社：保険者であり、学研災および付帯賠償（A、B、Cコース）については本協会からの保険申込を国内の損害保険会社4社で引き受け、事故の場合に保険金を支払います。幹事会社は東京海上日動火災保険株式会社であり、他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、この保険契約は4社による共同保険契約であって、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、付帯賠償（Lコース）については、これとは異なります。引受保険会社等の詳細はP.17をご参照ください。

問2 本制度はどのように見直し、改善しているのか。

答 本協会は、学校関係者、学識経験者等を委員とする「学生教育研究災害傷害保険運営委員会」を設置し、本制度の運営および実施に関する事項を審議し、必要に応じて見直し、改善するなど円滑な運営に役立っています。

問3 学生健康保険互助組合（学生健保）との関係は。

答 学生健康保険互助組合（学生健保）は、学生の医療費の負担軽減等を目的として学校において任意で設置・運営されている学生間の互助会組織です。

学研災と学生健保を併用することは可能です。治療費が学生健保から給付された場合にも、学研災は医療保険金が定額で支払われますので、治療費以外の諸経費に充当することができます。

問4 学校賠償責任保険との関係は。

答 学校賠償責任保険（正式には施設所有者または施設管理者賠償責任保険）は、学生が何らかの事由によって傷害を被り、その事由が学校の責任に帰する場合、すなわち、その学生の傷害について学校に法律上の賠償責任が発生した場合にのみ、学校（被保険者）が負担する損害賠償を保険金として支払うものですが、学研災は、学校の責任の有無を問わず学生が教育研究活動中に被った傷害に対して保険金が支払われるものです。

問5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付との違いは。

答 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付は、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園および保育所の管理下における児童および生徒の負傷、疾病、障害または死亡について医療費、障害見舞金または死亡見舞金を給付するものです。

問6 スポーツ安全保険との違いは。

答 学研災は、正課中、学校行事中、これら以外で学校施設内にいる間および学校施設外で学校の規則にのっとった所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動

(クラブ活動)を行っている間が補償対象となっています。

公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険は、個別の団体で加入するもので、学校の公認を受けたものであるかは問いません(詳細はスポーツ安全協会にお問い合わせください)。

2. 加入および加入手続

共通

問7 被保険者の資格として「本協会の賛助会員校に在籍する学生に限ります。」とあるが、「在籍」の定義を教えてください。

答 在籍の定義は各学校のご判断に委ねています。学籍番号の有無は問いません。各学校にて在籍していると認めいただいた学生であれば、学研災に加入することができます。

問8 「全員加入」だが、科目等履修生や研究生も学研災や付帯賠償に加入できるのか。

答 原則、科目等履修生や研究生も含めて「全員加入」としていただきます。これらの学生のみ「任意加入」とする場合につきましては、その旨の登録が必要となります。

問9 保険期間開始種別(保険開始月)は4月、9月、10月の3種類しかないが、例えば留学生を7月や2月などに受け入れる場合、どれを選択するべきか。また、保険期間は何年間とすればよいのか。

答 原則として、保険期間開始種別は入学月に合わせていただきますが、どれにも該当しない場合、以下の例のように、滞在期間中の補償が切れることのないようご加入ください。なお、保険の適用開始および終了日は、保険期間にかかわらず学校での在籍期間が基準となります。また任意加入の場合、保険の適用開始日は学生が学校へ保険料を支払った日の翌日からとなります。

例1 2018年7月から2018年9月まで在籍の留学生の場合

保険期間開始種別は【2018年4月】→保険期間は【1年間】(2018年4月1日から2019年3月31日)

例2 2018年2月から2019年8月まで在籍の留学生の場合

保険期間開始種別は【2017年10月】→保険期間は【2年間】(2017年10月1日から2019年9月30日)

問10 10月から保険に加入する学生がいる。4月に入学をしているが、保険の開始月(保険期間開始種別)は10月で報告してよいのか。

答 保険の開始月(保険期間開始種別)は、必ず加入者の入学月と一致させてください。従って、4月入学生が10月から本保険に加入する場合でも、必ず4月開始として報告してください。

問11 4月入学の学生が休学をしている間に補償期間が切れた。10月に復学したが、この場合4月入学と10月入学のどちらで集計報告を提出したらよいか。

答 4月入学であれば4月開始の保険にご加入ください。

問12 学研災に1年間任意加入する場合、例えば5月31日に学生から保険料を受領したとすると、学研災の補償期間は6月1日から翌年5月31日の1年間となるのか。

答 この場合、保険の適用期間は6月1日(各学生が学校へ保険料を支払った日の翌日)から翌年3月31日までとなります。5月31日までではありません。詳細はP.11 5. 保険期間をご参照ください。

学研災（普通保険）

問13 学研災と付帯学総の違いがよく分からない。

答 付帯学総は学研災と違い、病気や学校管理下以外の活動も補償対象となります。

問14 インターンシップ中の補償が必要な場合、付帯学総に加入していれば付帯賠償に加入する必要はないのか。

答 インターンシップについては付帯賠償に加入されなくても付帯学総で補償されます。

問15 学研災において、個々の学生がタイプ（Aタイプ:死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ:同1,200万円）を選択することはできるのか。

答 学研災のタイプは、任意加入であっても、個々の学生が自由に選択することはできません。原則として、学校単位でAタイプかBタイプのどちらかを選択してください。

問16 所定の修業年限と保険期間および保険料との関係は。

答 新入学生の場合は、原則所定の修業年限をそのまま保険期間とします。在学生の場合は、当該年度を含めて残りの修業年限が保険期間となります。

例1 新入学生の場合

4年制で昼間部に入学した学生が学研災に加入した場合

「Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）」を例にとると、保険期間は4年間、保険料は2,300円（加入時に4年間分を支払います。）

例2 在学生の場合

4年制で昼間部の2年時に学研災へ加入した場合

「Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）」を例にとると、保険期間は3年間、保険料は1,800円（加入時に残りの3年間分を支払います。）

問17 通信教育生の保険期間は。

答 通信教育生は所定の修業年限が特に定められていませんので、学研災では、最長保険期間である6年間のみの扱いとなります。また、6年以内で卒業または退学した場合の返金はありません。

問18 昼間部の授業と夜間部の授業が混在する場合、どちらで加入するのか。

答 例えば月～金曜日は夜間部、土曜日のみ昼間部という場合は夜間部が主であると考えられるため、夜間部で加入します。開講している授業数（科目数）が多い方でご加入ください。

問19 エクステンションセンターをはじめとするオープンカレッジ（公開講座）に属する学生は加入対象となるか。

答 学校に在籍する学生であれば加入対象となります（在籍していない場合は、学研災に加入することはできません）。保険期間はP.11のとおりですが、保険期間中にオープンカレッジが終了する場合には、その終了日をもって保険期間が終了するものとします。

問20 学生の入学時期が9月中旬であり、卒業日も4年後の9月中旬である。9月始期で申し込んだ場合、保険期間は4年後の8月末日までとなるのか。

答 9月入学生向け保険始期は9月1日、保険終期は所定の卒業年次の8月31日となっていますので、4年間で加入した場合、最終学年の9月1日以降が補償されません。

そのため、無保険期間が生じることのないよう、最終学年の9月以降も補償の範囲とするために、通算5年間でお申込みいただくのが望ましいと考えます。

問21 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、学研災への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。

答 身分や名称にかかわらず、学校に在籍していれば加入できます。

問22 日本学術振興会特別研究員であるPDに対する学研災の適用についてはどうなるのか。

答 以下の条件を満たす場合は対象とします。

- ① 賛助会員校に受け入れられる特別研究員であること
なお、大学以外の研究機関等に受け入れられる特別研究員は含みません。
- ② 受入先の大学の学長の承諾を得て、それぞれの研究指導者の指導の下に行われる研究活動であること
- ③ 受入先の大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間
ただし、その大学が禁じた時間、もしくは場所にいる間、またはその大学が禁じた行為を行っている間は除きます。

上記①～③以外の取扱いについては、学生に準じます。なお、日本学術振興会特別研究員以外のPD（ポストドクター）は学研災に加入できません。

問23 学研災は全員加入だが、編入学生や記載漏れであとから追加で数名分申し込む場合も全員加入とするのか。

答 ご登録の加入形態が全員加入であれば、後から数名追加する場合も全員加入扱いとなります。名簿の送信は必要ありませんので、追加分のみご提出ください。

問24 全員加入の場合、休学中の学生の扱いは。

答 全員加入の要件は学籍のある学生全員が加入することとなっていますので、休学者も加入者に計上いただくこととなります。保険期間中に通算して1年以上休学した場合は、その休学期間に応じて保険料を返還します。詳しくはP.54をご参照ください。

問25 集計報告提出時に日本人と留学生の内訳を記入する場合、外国人留学生のカウント方法の基準はなにか。

答 集計報告に入力する留学生の数は、「留学ビザ」の資格を持つ学生となります。したがって、それ以外の留学生や在日外国人は日本人としてカウントしてください。

問26 学研災（普通保険）、通学特約、接触感染特約および付帯賠償の保険料は、年末調整または確定申告における所得控除の対象となるか。

答 学研災（通学特約・接触感染特約を含む）、付帯賠償、付帯海学は保険料控除の対象とはなりません。なお、付帯学総は保険料控除の対象となる場合もございますので、引受保険会社へお問い合わせください。

通学特約

問27 通学特約への加入方法は。

答 通学特約への加入は学校による選択制ですが、学研災（普通保険）への加入が必須です。学研災同様、通学特約も基本的には学校単位での加入となりますが、学部ごとに選択して加入させることもできます。なお、ご加入の普通保険（Aタイプ：死亡保険金最高2,000万円、Bタイプ：同1,200万円）によって、通学特約の保険料と補償内容（死亡・後遺障害のみ）も変わります。詳細は、P.31をご参照ください。通学特約の保険期間開始月は、必ず普通保険と一致させてください。年度途中で加入する場合も、各学生の入学月（4月、9月、10月のいずれか）に合わせて加入させることになります。

付帯賠償

問28 Aコース（学研賠）とBコース（インターン賠）の大きな違いを教えてください。

答 Bコース（インターン賠）の補償範囲となる活動は、学校が正課、学校行事または課外活動（学研災とは課外活動の範囲が異なります）として認めたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に限られており、これら以外の実習については補償対象外となります。Aコース（学研賠）については、Bコースの範囲に加えて、Bコースの補償範囲外となる正課（博物館実習や校外実習などの実習を含む）や学校行事中の事故も対象となります。詳細はP.36をご参照ください。

問29 薬学部の実習や社会福祉士の実習、管理栄養士の病院実習は、賠償ではどのコースに入ればよいか。

答 医療関連学部による実習でない限りは、上記の実習は全てAコース（学研賠）の対象となります。Bコースでは対象になりませんのでご注意ください。

問30 薬局でインターンシップをする際に薬の販売なども伴う場合が多くなった。Bコース（インターン賠）では対象外か。

答 調剤や販売の行為が伴う場合は薬学教育実務実習となり、Bコース（インターン賠）では補償対象外となります。調剤や販売を伴う場合はAコース（学研賠）にご加入ください。

問31 医学部などの医療系学部であってもインターンシップに参加するだけの場合、Cコース（医学賠）ではなくBコース（インターン賠）への加入で問題ないか。

答 医療行為を伴わないインターンシップであればBコース（インターン賠）で問題ありません。ただし、正課の実習等は対象外となります。実習を行う可能性がある場合には、Cコース（医学賠）にご加入いただいた方がより補償範囲が広がります。

問32 歯学部はAコース（学研賠）に加入しているが、実習は補償対象外か。

答 座学のみで実習を伴わなければAコース（学研賠）で補償されますが、実習中の事故についてはCコース（医学賠）に加入していなければ補償対象外です。実習のない学年ではAコース（学研賠）に加入し、実習のある学年はCコース（医学賠）に加入することもできます。また単年度で加入する方法もありますので、P.38をご参照の上ご検討ください。

問33 医療実習がある1年間だけCコース（医学賠）に加入できるのか。

答 加入できます。実習のない年はAコース（学研賠）の加入で構いません。

問34 外国の学校との協定に基づく交換留学生を特別学部学生等の身分で受け入れる場合、付帯賠償への加入は可能か。また、協定に基づかない留学生の加入は可能か。

答 身分や名称にかかわらず、学校に在籍していれば加入できます。ただし、学研災に加入していることが前提となります（学研災との同時加入もできます）。

問35 Lコース（法科賠）に在籍学生全員を加入させるのはなぜか。

答 法科大学院協会からの要望に基づき、法科大学院の在籍学生全員の加入をお願いしています。同協会は、2005年3月の総会において、法科大学院に在籍する全ての学生が法科賠に加入するべきものとして同協会員に説明していますが、その趣旨は以下のとおりです。

- (1) 法科大学院の学生は、講義等を含めると1年次から外部の個人情報に接する機会がありうること
- (2) 本保険の認識を通じ、学生に秘密保持に係る自覚を促すという教育的効用があると考えられること

問36 Lコース（法科賠）に在籍学生全員という範囲はどこまでか。

答 Lコース（法科賠）は、正規生はもちろんですが、非正規生も含めます。よって、科目等履修生、研修生等も含めて全員加入していただきます。

3. 契約内容変更

学研災（普通保険）

問37 保険期間中に休学、または留年となる場合はどのように処理すればよいか。

答 **休学**：

休学期間終了後、休学期間に応じて保険料を返還します。1年未満の端日数がある場合には、これを切り捨てます。

この場合、加入申込時の保険期間は延長されません。その後の保険適用を受けるためには、加入申込時の保険期間終了後に新たに加入手続を行うことが必要です。

留年：

所定の修業年限が終了する際、自動的に保険期間は終了します。保険を延長する場合は、新たに加入手続を行うことが必要です。

問38 休学に係る返金申請はどのタイミングで行うのがよいか。

答 休学期間が通算1年を超え、復学したタイミングでご申請ください。

問39 休学期間が通算して1年以上（普通保険約款第20条第1項第3号）とは。

答 ここでいう「1年」とは、365日（閏年366日）をいいます。ただし、ある年度の授業等が開始される最初の日から、その年度の最後の日まで休学した場合で、かつ、その年度において本保険でいう「正課中」が全くなかったことが明白な場合については、1年（365日）休学したこととして取り扱うことができます。

問40 休学期間は半期+半期で1年間ということでも返金されるのか。

答 合計で1年間であれば返金いたします。なお、複数の保険期間をまたぐ休学は合算できません。

問41 半年休学し、そのまま退学した場合は返金されるのか。

答 1年に満たない休学期間は切り捨てとなります。年度途中で退学した場合には当該年度に係る保険料の返還を行わないため、半年休学し、そのまま退学した場合は返金対象外となります。ただし、1年以上の保険期間を残して退学する場合は、その期間分の保険料の返還が可能です。

問42 帰国してしまった留学生に返金ができない場合等で、被保険者以外の口座に返金することは可能か。

答 可能です。被保険者の友人や学校の口座でも構いません。ご指定いただいた口座に返金します。なお、海外送金は行っておりません。

4. 保険金請求

(1) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）・付帯賠償共通事項

問43 障害を持つ学生の支援の一環で、ノートテイクや教室移動の介助等を行う場合、自分自身の授業ではないが学研災および付帯賠償は適用されるのか。

答 障害を持つ学生への支援活動についても、学校で正課または学校行事扱いとしていただければ、学研災および付帯賠償（Bコースを除く）の対象となります。なお、正課とする場合、単位や報酬の有無は関係ありません。学校行事として位置づける場合はP.49をご参照ください。

問44 個人的に行くインターンシップでも、例えば「教務課に届け出をしたものについては学校行事とする」ということをP.49に基づいて包括承認方式で認めれば、学校が詳細を把握しなくても学研災および付帯賠償の補償対象となるか。

答 補償対象とすることは可能です。ただし、学校行事として学校が承認した場合、事故が起きた際に学校の責任を問われることも考えられますのでご判断は慎重をお願いします。

問45 留学生が海外で日本の学校の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。同様に、日本で海外の留学先の授業を受ける場合、学研災で補償されるのか。

答 当該学生が日本の学校に在籍している場合で、かつ、当該授業がP.9の条件を満たす場合には学研災の補償対象となります。また、日本で海外の留学先の授業を受ける場合も、留学先の学校でP.9の条件を満たしていれば補償対象となります。海外留学中の補償範囲については問78もご参照ください。

(2) 学研災（普通保険）

傷害とは

問46 「傷害」とはどのようなものか。

答 P.26 (③「傷害」とは…) をご覧ください。

問47 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味か。

答 **急激**：

原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

偶然：

原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態または非日常的な状態をいいます。

外来：

原因の発生が、被保険者の身体に内在するものではなく、身体の外からの作用であることをいいます。急激、偶然、外来の条件を欠く傷害としては、次のようなものが考えられます。

①靴ずれ、②しもやけ、③心臓が弱く注意を要する者が水に飛び込んで心臓麻痺を起こした、④野球のピッチャーが長年に渡る投球により肩を痛めた。

問48 はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合、医療保険金支払いの対象となるか。

答 入院加算金および医療保険金の支払い条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師を指しますが、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合は、柔道整復師の施術（整骨院や接骨院）も特に医師と同様に取り扱います。しかし、医師の管理下における治療以外の目的で、はり、灸、マッサージ等の施術を受けた場合は基本的には、保険金支払いの対象とはなりません。（問168も併せてご参照ください。）

問49 くせになった脱臼や椎間板ヘルニアの治療は対象となるか。

答 傷害保険は急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（一回の外力によって被ったけが）が対象となっています。

したがって、繰り返し発生した（くせになった）脱臼（「反復性脱臼」「習慣性脱臼」）や「椎間板ヘルニア」、その他スポーツ障害^(*)については急激性・偶然性がないため支払い対象とはなりません。なお、「脱臼」「椎間板ヘルニア」「スポーツ障害」が、急激かつ偶然の外来の事故の結果によって発症した場合、事故時の状況や症状等により個別具体的に判断いたしますので、東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へご相談ください。

(*) スポーツ障害とは、身体の特定位が繰り返し酷使された結果による損傷をいいます。

問50 病院実習中の院内感染は対象となるか。

答 本保険で対象となるのは傷害事故のみで、疾病は対象となりません。したがって、病院の実習中に伝染病などに感染した場合や学校のプールで結膜炎になった場合などは、「傷害」に該当しないので本保険の対象とはなりません。なお、2011年4月1日から、臨床実習中に接触感染による感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われる接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）を設けています。詳細はP.28をご参照ください。

問51 けがが原因で病気になった場合も対象となるか。

答 けがと直接因果関係がある病気（例えば破傷風、敗血症などの創傷伝染病）の場合には、その病気もけがそのものと同様に補償対象となります。

なお、けがの治療中にけがの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については補償対象とはなりません。

問52 気胸は対象となるか。

答 学研災の補償範囲で気胸になった場合は「急激かつ偶然な外来の事故」であれば学研災の対象となることがありますが、持病などの場合は対象にはなりません。発生都度個別に判断しますので、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問53 アレルギーは学研災の対象か。

答 食品や花粉などによるアレルギーは日常的なものであり、本人にとって有害であったとしても偶然性がないため対象外となります。
 一方で、日常を超える状況で発症した場合には対象となる可能性がありますので、学校保険コーナー（0120-868-066）までご確認ください。

問54 熱中症や日射病も学研災の補償対象となるとのことだが、補償対象となる活動範囲について詳しく知りたい。

答 熱中症や日射病もけがと同様に、正課中・学校行事中であれば通院1日目から、学校施設内にいる間（課外活動中を除く）であれば通院4日から（2018年4月1日以降の事故）、課外活動中であれば通院14日以上が補償対象となります。また、活動の形態を問わず、入院は1日から補償対象となります。

問55 本人に過失があってもけがをした場合も学研災の補償対象となるか。

答 単なる「過失」であれば対象となりますが、「重大な過失」の場合には対象外となります。
 一般的に「過失」とは、「ある事実を認識・予見することができたにもかかわらず、注意を怠って認識・予見しなかった心理状態、あるいは結果の回避が可能だったにもかかわらず、回避するための行為を怠ったこと」を指します。
 これに対し「重大な過失」とは、判例上、「通常人に対して要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく違法有害な結果を予見することができたのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」と判示しています。
 「重大な過失」に該当するかどうかの判定は個別性が高いため、実際には個々の事故内容で判断することになります。

問56 けんかによるけがは学研災の補償対象となるか。

答 一方的に暴行を受けた場合は学研災の対象となりますが、けんかの場合は免責となり対象となりません。

問57 食中毒は対象となるか。

答 本保険で対象となる中毒症状は、教育研究活動中に身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状に限られます。（普通保険約款第2条第2項第1号）
 したがって、急性食中毒（細菌性の食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。）であれば対象となりますが、継続的に有毒物質を摂取し身体内に蓄積することによって慢性ないし遅発性経過をとるものは対象とはなりません。

問58 正課の合宿中の食事が原因で食中毒になった場合、同じものを食べても、食中毒になる人とならない人がいるはずである。例えば、合宿をした20人のうち1人だけに症状が出た場合でも学研災の対象になるか。その場合に必要書類はどのようなものか。

答 食中毒は1人であっても学研災の対象ですが、個別に判断しますので、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問59 正課での海外演習中の食中毒に対して学研災が適用されたとのことだが、食事中も補償対象なのか。食事中は私的活動中のため、対象外ではないのか。

答 国内外を問わず、学校が食事中も含め正課の一環と認めているのであれば問題ありません。

IV

問60 健康診断での採血で腕が腫れたための通院は対象となるか。

答 外科的手術、その他の医療行為は保険金のお支払い対象外となります。

問61 後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうなるか。

答 身体の障害の程度に応じて、等級表の区分に準じて保険金の支払い額を決定します。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問62 急激にガスを吸い込みガス中毒になった場合はどうなるか。

答 有毒ガスを偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒は対象となります。

問63 学研災と付帯学総の両方に加入しているが、付帯学総でけがの治療費用が払われた場合でも、学研災からの支払いは行われるのか。

答 けがの治療費用は、学研災は治療日数に応じて、付帯学総は健康保険等の自己負担分についてそれぞれ保険金が支払われます。

保険金が支払われない場合

問64 保険金が支払われない場合は。

答 「教育研究活動中」の「傷害」事故以外は保険の対象となりませんので、その場合は当然ながら保険金は支払われません。また、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）は本保険の免責事由であり、これに該当する事由によって生じた傷害（例えば故意、闘争行為、疾病、学校施設外での課外活動（クラブ活動）中で特に危険度の高い運動等（山岳登山、スカイダイビング等）を行っている間の傷害）に対しては保険金は支払われません。なお、地震噴火またはこれらによる津波による傷害、核燃料物質などによる傷害、放射線などによる傷害は、いずれも原則として本保険の対象となりませんが、次の傷害は特に本保険の対象となります。

- ① 地震、噴火またはこれらによる津波およびその影響により表面に現れた事柄（地割れ、地盤沈下液状化等）の観測活動に従事している間に被った傷害
- ② 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、これらを使用する装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間に被った傷害
- ③ 放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間に被った傷害

（※）本保険の対象となるものは「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害であり、核燃料物質や放射線発生装置等を継続的に使用する学生がそれによって身体に慢性障害を被った場合には、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

問65 突然死の場合はこの保険の対象となるか。

答 傷害保険の対象条件となる「急激、偶然、外来」を満たす溺死等が対象になります。

したがって、走っている最中に突然心臓マヒになり死亡するなどの「急激、偶然、外来」の条件を満たさない心臓マヒ、急性心不全、クモ膜下出血等の突然死等はこの保険の対象になりません。

正課中（その1－授業）

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間

問66 遠方での実習等でやむを得ず車を使用する際、他人が運転していた車の助手席に乗っていた学生がけがをした。学研災の補償対象となるか。

答 同乗していた学生が学研災に加入しており、かつ演習が、正課または学校行事の位置づけであれば補償対象となります。

問67 ゼミ旅行は正課の対象となるか。

答 研究、調査等を目的として、担当教員の引率または指導の下に行われるものであれば、正課として対象となります。ただし、私的な活動については対象なりません。

問68 正課中に火災が発生し、逃げる途中で転倒してけがをした場合、対象となるか。

答 対象となります。

問69 授業時間を超えて実験を続けていたところ、爆発してけがをした。この場合、対象となるか。

答 正課と一体とみなすことができると学校が判断した場合は対象となります。

問70 獣医学部で動物に触れウイルスに感染した場合、対象となるか。

答 学研災は傷害保険のため、動物に引っ掛かれたり咬まれたりした上で、その傷口から細菌が侵入し、病気を発症した場合は補償対象となります。

問71 教育実習については、実習校にいる間の活動は全て対象となるか。

答 実習に直接関連する活動中は全て対象となりますが、私的な活動と考えられるものは除きます。

問72 教育実習中に部活動を指導している間も対象となるか。また、遠征に同行した場合は対象となるか。

答 部活動の指導が学校と当該実習校との間における実習契約等の内容に沿ったものであれば補償対象となりますが、実習生が個人的に（例えば同好の士として、先輩として）クラブ活動に参加している場合の事故は私的な活動として対象なりません。なお、教育実習先で部活動の遠征に参加した際にけがをした場合は、当該教育実習について、学校で教育実習先での遠征を含む部活動への参加も含めて「正課」または「学校行事」と位置づけていただければ、補償対象となります。

問73 教員資格取得のための水泳練習等も対象となるか。

答 体育実技時間以外であっても教員資格取得のために担当教員の指導の下に行われているものであれば、対象となります。個人的に練習している場合は、学校のプールであれば学校施設内の事故として支払われます。

問74 学校Aの正規学生が学校Bで科目等履修生として授業を受ける場合、学校Aで加入していれば対象となるか。

答 学校Aが学校Bでの該当の授業を「正課」または「学校行事」と位置づけることができれば対象となります。なお、学校Aで加入していない場合は、学校Bで加入することも可能です。

問75 学生を教授とともに会議等に出席させる場合、補償対象となるか。

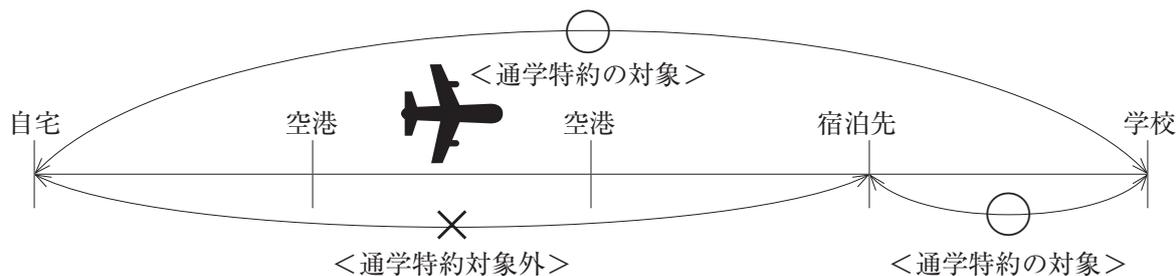
答 当該の会議等を正課または学校行事として位置づけていただければ補償対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

正課中（その2－海外）

問76 ① 海外の事故でも学研災の補償対象か。
② 留学先との往復で飛行機に搭乗中の事故は対象となるか。

答 ① 海外における事故でも国内と同様の条件で補償されます。
② 飛行機での事故は、カリキュラムやプログラム等の中で正課や学校行事の範囲を明確にし、短期留学・海外研修の場合には、積極的かつ恣意的な私的活動を除き、日本の自宅を出てから日本の自宅に戻るまでの行程全体が補償対象となりますので、飛行機での移動中の事故も対象となります。それ以外の場合で通学特約に加入している場合（下図参照）、通学特約の対象は留学先の生活の拠点（宿泊先）から留学先の学校までを想定しておりますので、飛行機での移動中は対象外となります。ただし、日本の自宅から海外の宿泊先を経由せず、直接、留学先の学校へ向う場合には通学特約の対象となります。

<短期留学・海外研修以外の留学における通学特約の対象>



海外における学研災の補償範囲は、留学の形態により異なります。（詳細は問78をご参照ください。）

問77 単位互換の提携をしているコミュニティカレッジに留学する場合、対象となるか。

答 単位互換の留学先が日本の大学・短大に相当する学校であれば対象となります。

問78 海外（海外研修・留学）における学研災の補償範囲はどのようになっているのか。

答 日本の加入大学で正課・学校行事・課外活動として位置づけされる活動中の事故に関しては、日本国内と同様に補償対象となります。^(*)

ただし、日本の加入大学で正課・学校行事・課外活動として位置づけされていない活動中に起きた事故に関しては、留学の形態（以下①～③）により補償範囲が異なります。

(*) 飛行機搭乗中の事故等、通学特約の適用については問76をご参照ください。

① 大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づく留学先大学への留学の場合（交換留学等）

留学先大学に在籍している場合は、日本国内の補償対象範囲と同様です。留学先大学に在籍していない場合は、正課中のみが補償対象となります。

② 上記以外で留学先大学の授業を受ける場合（単位交換のないプログラムや、個人で申し込んだ私的な留学等）

留学先大学に在籍している場合は、日本国内の補償対象範囲と同様です。留学先大学に在籍して

いない場合は、補償対象となりません。

③ 留学先が大学ではない場合補償対象とはなりません。

	留学先大学での学籍	正課中	学校行事	学校施設内	課外活動中	通学中 (通学特約 加入時のみ)	
① 大学設置基準第28条に基づいて留学先大学の授業を受ける場合（交換留学等）	あり	○	○	○	○	○	
	なし	○	×	×	×	正課 への通学 ○	正課以外 への通学 ×
② 上記以外で留学先大学の授業を受ける場合（私的留学等）	あり	○	○	○	○	○	
	なし	×	×	×	×	×	
③ 留学先が大学ではない場合	—	×	×	×	×	×	

問79 海外研修における私的活動中の事故は。

答 私的活動中に生じた事故は、原則として対象となりません。

ただし、加入学校の教育研究活動の一環として実施され、カリキュラムやプログラム等の中で、正課や学校行事の範囲を明確にすれば、短期留学・海外研修である場合には、積極的かつ恣意的な私的活動中を除き、自宅を出てから自宅に戻るまでの行程全体が補償対象となります。なお、積極的かつ恣意的な私的活動中とは、空き時間で観光に行った、街に出たの飲酒の結果けがをした等が該当します。

問80 正課・学校行事のプログラムの一環として、自由時間を設定し現地との交流活動を学生に求める場合、補償対象となるか。

答 下記のような教育研究活動目的がカリキュラムやプログラム等で予め設定されている場合には、対象となります。

【目的例】語学研修である本プログラムの一環として、買い物・観光等を通じ、現地との交流活動を積極的に行う。

正課中（その3－卒論研究など）

指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間

ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

問81 教員の指示とはどの程度のものをいうのか。

答 卒業論文研究または学位論文研究に従事している間の指導教員の指示については、一般的指示で結構です。

問82 研究に従事している間の事故証明の基準は何か。

答 指導教員が当該研究に通常必要と思われる活動中であつたかどうかを判断して事故の証明をしてください。

問83 卒業演奏会、卒業制作中の事故は対象となるか。

答 卒業要件の一つであれば対象となります。ただし、自宅において卒業制作を行っている間など専ら被保険者の私的生活に係る場所における事故は対象となりません。

正課中（その4－授業の準備等）

指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、または授業の行われる場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間

問84 授業の準備または後始末を行うために教室を離れている間は含まれるか。

答 教員の指示によって実験器具の準備や後始末を行っている場合は正課中として対象となります。

問85 学校の図書館でけがをした場合、対象となるか。

答 指導教員の指示に基づく研究活動中であれば正課中として対象となります。また、上記以外の場合については学校施設内の事故として対象となります。

問86 正課や学校行事のための移動中は補償対象となるか。

答 正課を受けるために必要な移動であっても、単なる移動（授業が始まる前・自宅から教室までの移動中など）は正課中とはいえ対象とはなりません。キャンパス内であれば「学校施設内」の事故として対象となりますが、キャンパス外であれば対象外です。

しかし、移動中であっても次の2つの要件が満たされている場合は、正課が始まっていると考えられますので、対象となります。

- ① 担当教員が出欠を確認していること
- ② 担当教員の指導を受け移動している場合で、教育研究活動の一環と見られること

なお、現地へ到着後、A地からB地にバス等で移動する場合など当該調査研究活動の開始から終了までの間において、その調査研究に通常必要と思われる移動中または担当教員の特別の指示による移動中の事故については、対象となります。

それ以外の移動の場合は、通学特約に加入していれば対象となります。

問87 農場実習のためキャンパスから農場まで学校所有のバスを利用しているが、そのバスに乗車中の事故は対象となるか。

答 農場実習等の授業のために学校が手配した専用のバスで実習場へ向かう間の事故は、集合場所で点呼をとった時点から実習が開始されるとみなし、正課中として対象となります。

問88 休み時間中の事故は補償対象となるか。

答 休み時間中の事故は、一般的には学校施設内の事故として対象となります。ただし、休み時間中の事故であっても正課と一体とみられる場合には正課中の事故として対象となります。

また、授業を受けた後、その授業に接続する授業^(*1)を受けるため、キャンパス内^(*2)を通常の経路^(*3)および方法^(*4)により移動中^(*5)の場合も、事実上正課と一体であるとみられるため、特に正課中の事故として対象となります。

ただし、通常の経路を逸脱^(*6)し、または移動を中断^(*7)した場合は、逸脱または中断の間は正課中の事故としては対象となりませんが、学校施設内の事故として対象となります。

(*1) 接続する授業とは、例えば1時限と2時限を通して行われる授業のように短時間の休憩をはさんで行われる授業をいいます。ただし、両方の授業の間に昼休みがある場合には、これらの授業は接続する授業に該当しません。なお、この授業には普通保険約款第1条による正課中の範囲に該当する研究および学校行事を含みます。

(*2) キャンパス内とは、当該学生が所属する学校（学生が他の学校の授業科目を履修する場合はその学校）が管理する区域内をいいます。したがって、たとえ授業を行っていてもその場所が学校の管理する区域外であれば、ここにいうキャンパス内には該当しません。

また、道路をはさんで同一学校のキャンパスがある場合や、キャンパス内に道路が通っている場合に、その道路の管理者が学校でなければ、その道路上はキャンパス内には該当しません。通学特約で対応します。

- (*3) 通常の経路とは、授業終了後、その授業に接続する授業を受けるために移動する場合に通常用いられる経路をいいます。
- (*4) 通常の方法とは、それぞれの学校で接続する授業間に通常用いられる方法（徒歩、自転車、自動車等）をいいます。したがって、遊戯具の使用や運転免許を有しない者が自動車を自ら運転する場合等はこれらに該当しません。
- (*5) 移動中とは、ここでは授業を受ける態勢で待機している場合を含みます。
- (*6) 逸脱とは、接続する授業を受けるために移動する場合に通常用いられる経路からそれることをいいます。したがって、売店、食堂、サークル室、図書館、体育館、学生寮等に立ち寄った場合、および研究室や事務室に立ち寄った場合等については、ここにいう逸脱に該当します。
- (*7) 中断とは、通常用いられる経路上において移動とは関係のない行為をすることをいいます。したがって、通常用いられる経路上でキャッチボール等の運動をするなどの行為は、ここにいう中断に該当します。

学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間

問89 本保険にいう学校の主催する学校行事の概念とは。

答 ここにいう学校における学校行事とは、上記のように学校が主体となり、学校の責任の下、一定の計画に基づき、日時、場所を定めて行われる教育活動をいいます（ただ単に学校が協力または後援するものは、学校行事としては取り扱いません）。

ただし、学校が主催しない行事（自治会主催の体育祭、学園祭等）であっても、学校を休校（学校は学部単位以上、短大および高専は学科単位以上）とし、学生が全員参加できるように学校が特別の便宜を図った場合は学校の主催する行事とみなし、対象となります。

なお、これらに該当する場合は学校行事としての事前手続きは必要ありませんが、その他の教育活動を学校行事と位置づける場合には事前手続きが必要となります。詳細はP.49をご参照ください。

問90 例示されている入学式、オリエンテーション、卒業式の他に具体的には、どのようなものが学校行事に含まれるのか。

答 具体例としては健康診断、スポーツ大会、問114のように教授会等で承認されたボランティア活動やセミナー等が考えられますが、問89の回答の条件を満たす行事であれば学校行事に含まれます。問89の回答の条件を満たしていない場合でも、P.49をご参照の上、事前に学校行事として位置づけていただければ対象となります。

問91 学園祭や体育祭などの場合、準備や後片づけも学校行事として扱われるのか。

答 学校行事中とは、以下のものをいいます。

- ① 学校行事そのものの挙行中
- ② 学校行事の準備等で会場を設営、撤去する等の行為
ただし、学校行事そのものを挙行する前日および翌日のみ。
- ③ 学校行事を実施するため、P.49の事前手続きによって学校行事と位置づけをした活動等を行っている間（例えば式典のリハーサルなど学校が主催しているもの）

問92 学園祭や体育祭の準備等で休日に学校施設内でけがを負った場合、学研災の対象となるか。

答 休日に準備をしていた場合でも、学校施設内の事故として対象となります。なお、学園祭の前日および翌日に起こった事故であれば学園祭に準じて学校行事とみなし、治療日数1日から対象となります。

問93 学校行事としての位置づけについて個別承認方式をとっているが、インターンシップ受入決定時期により、委員会での承認が事後になることがある。その場合どのように事前手続きを行えばよいか。

答 学校行事の位置づけには事前の手続きをお願いしております。P.49（2）にある「包括承認方式」をとり「所定の様式により就職課に申請したインターンシップは全て学校行事扱いとする」と決議の上、議事録を保管していただければ、今後、都度の事務処理は必要ありません。

問94 学校が学校行事として承認している冬休みのスキー教室での事故は対象となるか。

答 学校が主催する行事であれば対象となります。その場合、単位になるか否か、全員参加か任意参加かは問いません。ただし、プログラム等に含まれていない私的活動中の事故は対象なりません。

問95 消防署の指示および指定で寮監の指導の下に寮の火災訓練を行った場合の事故は対象となるか。

答 学校側の責任において実施されるものであれば、学校行事として対象となります。

問96 オリエンテーション等の学校が主催する行事において、講師として登壇している学生がその最中に事故に遭った場合、対象となるか。

答 対象となります。

問97 工場見学、美術館見学は対象となるか。また、これら見学が任意参加の場合でも対象となるか。

答 任意参加であっても、学校が教育活動の一環として主催する場合は対象となります。

問98 普段は自動車通学を禁止しているが、学園祭の時などレンタカーなどを使用する場合がある。そういう状況でも対象となるか。

答 学校が一時的にであれ自動車の使用を認めれば、その期間に起こった事故は対象となります。なお、学研災では自動車事故は対象ですが、付賠賠償では対象外です。

学校施設内にいる間

正課中または学校行事中以外で、学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間

ただし、寄宿舍にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

問99 休日、祝日または休校中（夏期休暇中等）における学校施設内の事故は対象となるか。

答 対象となります。

問100 学校施設内に公共交通機関が乗り入れている場合で、学校施設内における公共交通機関内での事故は対象となるか。

答 対象となります。

課外活動（クラブ活動）中

学校の規則に即した所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で、文化活動または体育活動を行っている間

問101 課外活動（クラブ活動）中のけがが補償対象となる治療日数を14日とした理由が知りたい。

答 正課・学校行事でけがをした場合を想定して創設された保険であり、学校のご要望に応じてクラブ活動も補償対象に加えた経緯がございます。従いまして、2週間以上通院しなければ完治しない重い傷害を補償しようという趣旨で治療日数が決定されました。

問102 学研災と付帯賠償で「課外活動」の定義はどう異なるのか。

答 学研災の「課外活動」（クラブ活動）とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間をいいます。

付帯賠償の「課外活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。

問103 課外活動（クラブ活動）における「団体管理下の活動」とは。

答 「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。具体的には次の場合をいいます。

- ① 所定の場所および時間に集合し待機している間
- ② 団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ③ 所定の場所および時間に解散のため待機している間

したがって、団体で行う運動競技種目等と同じ活動を行っていても、所属団体の管理下から離れてその活動を行う場合は対象となりません。

問104 グラウンドでクラブ活動を行うために学校へ向かい、校門を入った後にけがをした場合、クラブ活動中の事故となるか、学校施設内の事故となるか。

答 校門を入ってから、グラウンド（あるいは部室等）に到着するまでの間であれば、学校施設内の事故として治療日数4日目から学研災の対象となります。

一方で、目的地（グラウンド）に到着してからは、クラブ活動を行っている間（学内学生団体の管理下）とみなし、治療日数14日目以降から対象となります。

問105 クラブ活動のために着替えに行く際、部室のドアを開けたところで転倒し打撲した。この場合は、「課外活動（クラブ活動）中」となり、14日以上の治療からの支払いになるのか。

答 原則、クラブ活動の準備運動・準備活動についても「課外活動（クラブ活動）中」とみなされますので、14日以上の治療から支払い可能となります。

問106 練習場所に集合時間より早く着いたので準備運動を行っている間の事故は対象となるか。

答 場所的・時間的に部活動と一体とみられる場合はクラブ活動中として対象となります。

問107 クラブ活動終了後、部室で部員同士が遊びで腕相撲をしたところ、腕の関節を捻挫した。この場合、クラブ活動は終了しているので、「学校施設内」にいる間として、治療日数4日以上から支払い可能か。それとも、部室内でのけがのため、「課外活動（クラブ活動）中」となり治療日数14日以上からの支払いになるのか。

答 解散の掛け声、着替え、道具の片づけ等の前（合間）の遊びであれば「課外活動（クラブ活動）中」となり14日以上の治療からのお支払いとなります。解散の掛け声、着替え、道具の片づけ等のクラブ活動終了後の遊びであれば「学校施設内」にいる間として、4日以上の治療からお支払いとなります。

問108 トレーニング中のけがは対象となるか。

答 「トレーニングの活動内容」と「トレーニング場所」により異なります。詳細は下表をご参照ください。

活動内容	施設内	施設外	寄宿舍・寮内 (約款第1条より学校施設から除かれる)
団体管理下(課外活動) ^(*1)	14日～○	14日～○	14日～○
自主トレーニング	4日～○ (施設内事故の扱い)	×	×

(*1) 「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいい、具体的には次の場合を指します。

- ① 所定の場所、時間に集合し待機している間
- ② 団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ③ 所定の場所、時間に解散のため待機している間

問109 試合終了後に反省会を行っている間の事故は対象となるか。

答 団体としての活動であれば対象となります。例えば、野球部として野球を行っている間だけが対象となるのではなく、懇親会やレクリエーションを行っている場合でも野球部として団体活動を行っている間はクラブ活動中として対象となります。

問110 近所に住む同じ学校のテニス部員と市民テニス大会に出場した時の事故は対象となるか。

答 市民として参加しており、学校のテニス部として参加しているのではないので対象となりません。課外活動（クラブ活動）で行う活動と同じ活動を行っていても、その団体から離れてその活動を行う場合には対象となりません。したがって、自主トレーニングとして毎日自宅の周りをランニングしている間の事故などは対象となりません。

問111 合宿のため集合場所から合宿所へ向かう途中の事故は対象となるか。

答 集合場所に集合した時点から団体活動が始まっているので対象となります。合宿中も団体活動を行っている間の事故は対象となりますが、自由時間に買い物に出掛けた場合など私的活動中は対象となりません。

問112 海外遠征は対象となるか。

答 対象となります。

問113 本学では、教授に同行して活動するものについても課外活動と呼んでいる。学研災の課外活動の定義とは異なるが、補償対象となるか。

答 当該活動については、本保険の課外活動（クラブ活動）の定義には該当しませんが、正課・学校行事

としての位置づけがあれば対象となります。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

その他の活動

問114 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習およびボランティア活動に対する学研災の適用についてはどうなるか。

答 学校が、上記活動を正課、学校行事または課外活動（クラブ活動）と位置づける場合には、保険金支払いの対象とします。なお、当該学校の教職員が当該活動の場所にいることを問いません。

(1) 正課と位置づける場合

学校および指導教員が、上記活動を講義、実験、実習、演習または実技による授業として取り扱うこと。

(2) 学校行事（＝学校管理下の行事）と位置づける場合

学校の主催する行事で教育活動の一環として実施すること。

(3) 課外活動（クラブ活動）と位置づける場合

学校の規則に即した所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行うこと。

問115 学校間連携事業の研修プログラム等で、他校の学生とともに活動をする場合は補償対象となるか。

答 各学校で該当活動を正課または学校行事として位置づけていれば補償対象となります。
 なお、他校のプログラムを受ける場合、在籍の学校で正課または学校行事扱いではなくとも、研修先の学校で正課または学校行事扱いであれば、研修先の学校で学研災に加入すれば補償対象となります。

問116 震災に係る教育研究活動中は補償対象となるか。

答 学研災普通保険約款第3条（1）に以下の通り記載されています。
 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの自然事象^(*)の観測活動に従事している間については保険金を支払います。
 (*）これらの自然事象とは、地震、噴火またはこれらによる津波自体、およびその影響により表面に現れた事柄（地割れ、地盤沈下、液状化等）を指します。

問117 観測活動とは何を指すのか。

答 観測活動とは、観測対象を注意深く見て、その変化や推移の状況を調べることを指します。必ずしも機器を用いる必要はありませんが、学校の正課・学校行事に位置づけられる一定水準以上の教育研究活動である必要があります。詳細はP.16をご参照ください。

**問118 ① 観測活動に従事している間とは何を指すのか。
 ② 観測活動中の私的活動とは何を指すのか。**

答 ① 観測活動の目的を持って、学校および担当教員の指導の下にある状態を指します。よって、観測行為を行っている時点だけを指すものではなく、一連の活動関連時間が対象となります。
 ② 遠隔地への派遣等、居住の本拠地を離れた正課または学校行事（出張形態）の場合、自宅を出てから自宅に戻るまでが、学校および担当教員の指導の下にある状態となります。従って、昼食をとる、テレビを見る、風呂に入る、就寝する等の一般的な私的活動は対象となります。しかし、空き時間で観光に行った、街に出た飲酒の結果けがをした等の積極的かつ恣意的な私的活動中

は対象となりませんのでご注意ください。

問119 被災地でのボランティア活動に参加する場合は学研災の対象となるか。

答 学生が参加するボランティア活動自体を正課または学校行事として位置づけていただければ、学研災の対象となります。位置づけ方法については、P.49をご参照ください。

ただし、被災地での二次災害は対象とならない可能性もあります。詳細については、P.30をご参照ください。

問120 被災地におけるボランティア活動中に地震等でけがをした場合は、対象となるか。

答 ボランティア目的だけの活動中の地震、噴火、津波等によるけがは対象とはなりません。ただし、被災地ボランティア活動が、正課または学校行事として観測活動・それに準じた教育研究活動を併せ持つ場合には対象となりますので、個別にご相談ください。詳細はP.30をご参照ください。

【目的例】津波の軌跡・建築物の損傷状況等の観測活動を通じて地震の規模、津波の強さを理解することに努め、震災の与えた影響の大きさやボランティア活動の意義について考える。

問121 学生をアルバイトとして雇用する場合、学研災の補償対象となるか。（例：ティーチングアシスタント、イベントの案内係、試験監督等）

答 当該アルバイトを、正課または学校行事と位置づけることができれば対象となります。位置づけができない場合でも、学校施設内にいる間の事故であれば補償対象となります。なお、報酬の有無は問いません。

問122 休学中の学生は学研災の補償対象となるか。

答 休学中でも学研災の補償対象となります。ただし、当該休学中の学生が事故時点で学研災に加入していること、保険金請求される傷害等を学校が証明できることが必要となります。

問123 卒業後でも保険金請求ができるのか。

答 在学中の事故によるけがであれば補償されます。

問124 宿泊を要する実習や、課外活動（クラブ活動）参加のためホテル等に一時宿泊する場合はどうなるか。

答 教育研究活動（正課やクラブ活動）のためにやむを得ず自宅以外への一時宿泊を伴う場合、一時宿泊の拠点から教育研究活動場所へは通学特約の対象となる場合があります（自宅から一時宿泊の拠点への往復は対象になりません）。自宅から教育研究活動場所へ直行する場合は通学特約の対象となります。ただし、自宅を出てから自宅に戻るまでの行程全体を教育研究活動（正課やクラブ活動）とする旨を大学が承認した場合、積極的かつ恣意的な私的活動を除き、その間の活動を補償範囲とすることが可能です。

なお、積極的かつ恣意的な私的活動とは、空き時間で観光に行った、街に出て飲酒の結果けがをした等が該当します。

(3) 通学特約

通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間

問125 学生の住居のどこから学校のどこまでが通学特約の補償範囲となるか。

答 具体的には次のようになります。

(1) アパート、マンション等の場合

玄関ドア		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	アパートの共用廊下・階段等	公道	
居室		通学特約補償範囲： 学生が居住する当該居室外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。ただし、専用使用権を有する庭・物置は対象外。	

(2) 一般的な学生寮（食住の空間を共有している）の場合

居室ドア		寮の玄関ドア		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	共同の廊下等	寮の庭等	公道		
居室		寮の玄関ドア		通学特約補償範囲： 寮建物の外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。	

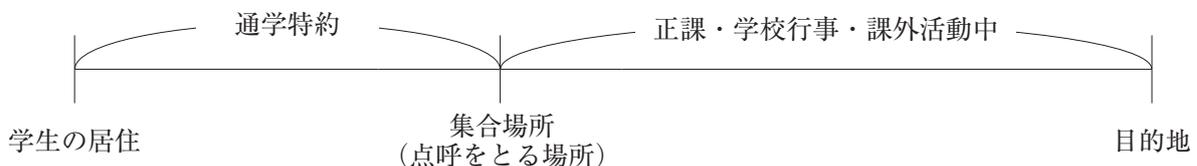
(3) 一戸建の場合

玄関ドア		門・塀		学校施設等の構内（敷地内）に入るまで	
居室	自宅の庭等	公道			
居室		門・塀		通学特約補償範囲： 敷地（門・塀）の外から学校施設等の構内（敷地内）に入るまで。	

問126 学校行事として学生がOBの勤めている企業に見学へ行くこととなった。以下の①②の場合、通学特約の対象となるか。

- ① 学校からバスで出発して企業へ移動中
- ② 訪問先が実家近辺に所在しているため、学生が実家から直接企業へ移動中

答 ①の場合、学校に集合し点呼等で出欠を確認後から学校行事中の取り扱いとなる（下図参照）ため、バスの移動中も含め学校行事での補償対象となります。また、『学生の住居→学校→学生の住居』における→区間は通学特約に加入していれば補償対象となります。



②の場合、実家から企業への往復中の事故については、通学特約に加入していれば補償対象となる場合もございます。

ただし、『学生の住居→実家→学生の住居』における→区間は補償対象外です。

問127 通学途中に友人宅に行ったり、映画館に入った場合はどうなるか。

答 通学とは無関係な目的で合理的な経路をそれたり、通学の経路上で通学とは無関係な行為を行う場合、通学は「逸脱または中断」したと判断され、「逸脱または中断」の間およびその後は通学中と認定されません。したがって、友人宅にいる間やその後の通学中は対象となりません。

ただし、コンビニエンスストアで夕食を買ったり、診察を受ける場合のように、日常生活に必要な行為などは、その行為中は対象となりませんが、その後合理的経路に復した場合に被った傷害は保険金支払いの対象となります。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問128 友人宅に宿泊し、そこから学校に向かう場合は補償対象となるか。

答 就学の拠点としての住居とは認められないため対象とはなりません。

問129 実家や旅行先等と学校との往復途中に事故にあった場合でも通学特約の補償対象となるか。

答 通学特約の範囲は被保険者の住居との往復が対象であり、本保険でいう「住居」とは、学生が居住して日常生活をしている場所で、就学の拠点となるところをいいます。

そのため寮などにお住まいの場合、実家は就学の拠点とはならないため、原則的には対象とはなりません。通学特約の範囲は、実際に事故が発生した際に就学の拠点に変更が生じていたような場合には、その理由や生活実態等を確認した上で判断させていただきます。インターンシップや実習などで長期間実家から実習先に通う場合等は、就学の拠点が一時的に移ったものとみなし、対象となる場合もございますので事故発生時に個別にご相談ください。

なお、上記の理由から旅行先から学校へ向かう途中の事故については対象外となります。

問130 下宿生が夏休み等、長期休暇前の学校の最後の授業が終わった後、そこから直接実家に帰省する場合はどうなるか。

答 実家は就学の拠点としての住居ではないため原則として対象となりません。

問131 夜間部の学生はほとんどが社会人だが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となるか。

答 「社会人入試」^{(*)1}を経て入学した社会人のみが、勤務先との往復も通学特約の補償対象となります。通学の起点となる勤務先での雇用形態は問いません。しかし、夜間部での通常の入試を経て入学した社会人については勤務先との往復は補償対象外です。学校から自宅への帰路での事故は通学特約に加入していれば補償対象となります。詳細はP.28「(*3)『住居』とは…」をご参照ください。

(*)1 一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。具体例としては社会人入試枠、社会人特別選抜、社会人特別入試等の名称で行われる入試をいいます。

問132 授業後に帰宅中、自宅生の学生が夕食に寄った後で交通事故に遭った場合は、通学特約の補償対象となるか。

答 夕食が、日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度の経路の逸脱または中断であり、交通事故に遭ったのが、通常の通学路に復した後であれば補償対象となります。自宅生か

否かは関係ありません。詳細はP.27をご参照ください。

問 133 企業実習の場合の会社施設や、他校のグラウンドも学校施設に含まれるのか。また、その範囲は。

答 通学特約における「学校施設等」とは、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設その他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。したがって、質問の会社施設や他校のグラウンドであっても、この条件に合致すれば本特約における「学校施設等」に含まれます。

問 134 友人から授業のノートを借りるため、もしくは図書館で自習するためにキャンパスへ向かう途中で交通事故に遭った場合は補償対象となるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもった通学とはみなされないため、いずれも対象とはなりません。

問 135 自動車やバイクでの通学を禁止している学校で、それに違反した学生の通学中の事故は補償対象となるか。

答 通学が合理的な経路および方法（学校が禁じた方法は除きます。）によることが前提となるため、その行為を「学校が禁じた方法」として判断すれば対象となりません。「学校が禁じた方法」については、個々の学校によりその禁じた趣旨が異なると思われるので、具体的事実が「禁じた方法」に該当するか否かは、その趣旨に即した学校の証明によるものとします。

問 136 家族が運転する自動車での通学中、交通事故に遭った場合は補償対象となるか。

答 通学目的で合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）によるものであれば、運転手が本人でなくとも対象となります。

問 137 自動車通学時、友人を送迎するため遠回りした場合の事故は補償対象となるか。

答 友人を送迎するため、明らかに合理的な経路を逸脱した場合には対象となりませんが、合理的な経路上に友人の家があり、そこで友人を乗せて行くような場合には対象となります。合理的な経路の詳細は、P.27（*2）をご参照ください。

学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設その他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間

問 138 朝、講義へ向かう途中で転倒し、足にけがを負った学生がいる。キャンパス内を移動している間の事故なので、学校施設等相互間の移動中といえるのか。

答 学校施設内にある間での事故となります。学校施設間等相互間の移動中とは、キャンパスとキャンパスが離れている場合の移動中や、学校が所有する施設や正課・学校行事等が行われる離れた場所への相互間を移動する場合を指します。

問 139 キャンパスが離れた場所にある場合、キャンパス間の移動中の事故は対象となるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加を目的とした移動中で、合理的な経

路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）によるものであれば、対象となります。

問140 授業終了後、バレーボール部の対外試合に参加するため、個別に他校の体育館に移動する場合はどうなるか。

答 合理的な経路および方法によるものであれば、移動中の事故も対象となります。

問141 授業終了後、離れたキャンパスにある図書館に自習のため、移動する場合はどうなるか。

答 学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加目的とした移動とはみなされないの
で、対象とはなりません。

(4) 接触感染特約

接触感染

問142 接触感染特約の補償対象が知りたい。

答 本特約の加入者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として接触感染を
し、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を
受けた場合に、1事故につき15,000円をお支払いします。ただし、実習前の予防接種は補償されません。

問143 接触感染とは。

答 臨床実習の目的で使用される施設内で、本特約の加入者が直接間接を問わず、感染症^(*1)の病原体
に予期せず接触することをいいます。「血液や体液が飛沫し、目や傷口に触れる事故」（直接）および
いわゆる「針刺し事故」のように器具等を介在させた接触（間接）を想定しています。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症（P.28をご参照ください。）
をいいます。

問144 接触感染以外の院内感染（空気感染等）も対象となるか。

答 接触感染以外の院内感染（空気感染等）については対象となりません。

問145 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は接触感染特約の補償対象となるか。

答 臨床実習中に唾液等の飛沫感染等が証明でき、かつマスクやゴーグルの着用がなかった場合など、直
接粘膜に飛沫を浴びた際にPCR検査を受けた場合にのみ対象となります。また、PCR検査受診時に
発熱症状等があり、かつPCR検査結果が陽性だった場合はPCR検査は予防措置とは見なせないため、
補償対象外となります。接触感染特約は針刺し事故や血液・体液の飛沫等の事故を想定しておりま
す。新型コロナウイルス感染症のためにご加入いただいても対象となる可能性は低いと考えられます
のでご承知おきください。

事故状況に応じて個別に判断いたします。事故が起きた場合には東京海上日動の学校保険コーナー
(0120-868-066)へお問い合わせください。

問146 臨床実習の範囲はどこまでか。

答 補償対象となる臨床実習の種類と実施場所は以下の通りです。

	実習の種類	場所	補償可否
①	医療実習・介護実習・保育実習	病院・診療所・社会福祉施設・自宅等	○
②	臨床心理学実習（心理カウンセリング実習）	上記①の場所に加えて、カウンセリングルーム等	○
③	上記①、②に該当しない実習（教育実習、栄養学実習等を含む）	病院・診療所・社会福祉施設で実施する場合	○
④	上記①、②に該当しない実習（教育実習、栄養学実習等を含む）	病院・診療所・社会福祉施設以外で実施する場合	×

問147 学生が行う介護体験実習・保育実習の場所が社会福祉施設等の場合も、病院または診療所等で行う実習とみなせるか。

答 学校の指示に基づいて実習を行う場所であれば、基本的には病院または診療所等とみなせます。

問148 感染症に関する法律^(*)第6条第1項の感染症のうち、接触感染特約の対象と想定されるものが知りたい。

答 具体的にはウイルス性肝炎（B型、C型肝炎）、HIV等による接触事故が多いと想定されます。感染症に関する法律^(*)同条同項の感染症にかかるリスクが接触事故により発生し、その検査、投薬等を行った場合のみ本特約の対象となることをご留意ください（ただ接触しただけで検査、投薬等を行わなかった場合は、対象となりません）。

(*) 感染症に関する法律…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

問149 実習と実験の違いは。

答 学校が「実習」と位置づけているものであれば基本的に補償対象となりますが、実験が実習にあたるか否かは、あくまで実習をベースにその実験の内容（実習と異なる点など）を精査した上で個別に対応していくことになります。

問150 医療関連学部ではないが、接触感染特約に加入できるのか。

答 加入できます。

問151 接触感染特約に加入していなくても、C型肝炎の疑いで検査のため1日通院したら医療保険金の対象になるか。

答 C型肝炎への感染または発症を予防することを目的として行う検査のための通院は、けがの治療のための通院ではないため医療保険金の対象外となります。

問152 学研災と付帯学総の両方に加入している学生が感染症予防措置を受けた場合、両方から支払われるのか。

答 両方から支払われます。

問153 結核患者のいる病棟実習を行った後に結核に感染しているかどうかを調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 針刺しや直接体液等の飛沫がかかった等の事故（接触感染特約第1条に規定する事故）がない場合は、対象とはなりません。

問154 学校で血糖値測定など注射器を使用しての実習は補償対象となるか。

答 接触感染特約の補償対象となります。

問155 獣医学部の学生が、実習中に感染症の疑いのある動物にかまれた際に、その動物の感染症について特定できない場合でも、学生がどのような病気（感染症）にかかっているか、また、病原体を特定するために調べる「検査」は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 感染症に関する法律^(*)第6条第1項に規定する感染症の疑いがあるという前提であれば、検査、投薬等の感染症予防措置は対象となります。

(*) 感染症に関する法律…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

問156 針刺し事故が発生した際、被保険者（被害者）本人を検査する方法と針に付着していた体液の当人を検査する方法がある。どちらも補償対象となるか。

答 被保険者（被害者）が感染しているかどうかを調べる目的であれば、検査対象者は被保険者（被害者）に限りません。針に付着していた体液の当人を検査した場合でも接触感染特約に規定する「検査」に該当します。どちらの検査をした場合でも保険金が支払われるのは、被保険者（被害者）本人のみとなります。

問157 病院での実験は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 実験は接触感染特約の補償対象外です。実習と実験の違いについては問149をご参照ください。

問158 鍼灸学部において学生がお互いに鍼を刺しあう実習は、接触感染特約の補償対象となるか。

答 接触感染特約の補償対象となります。

(5) 学研災（普通保険・通学特約・接触感染特約）共通事項

支払保険金・保険金請求手続

問159 医療保険金はなぜ実費払いとしなかったのか。

答 医療費の実費を正確に把握することは事務的に極めて煩雑であるため、定額払としたものです。金額の決定に当たっては、健康保険制度による本人負担の医療費を補うに足る額を目途としたものです。治療期間と医療費は、必ずしも比例するものではありませんが、おおむね妥当と思われる金額が設定されています。

問160 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは。

答 正課中の事故を例にとれば次のとおりとなります。

- ① 死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）では2,000万円、Bタイプ（同1,200万円）では1,200万円が被保険者の法定相続人に支払われます。
- ② 後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、普通保険約款の別表2に定められた割合による金額が被保険者に支払われます。
この場合、死亡保険金2,000万円もしくは1,200万円を超える後遺障害保険金が事故の日を含めて180日以内に確定したときは、確定時に2,000万円もしくは1,200万円が支払われ、2,000万円もし

くは1,200万円を超える部分については事故の日からその日を含めて180日経過後に支払われます。

(※1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複して支払われませんが、医療保険金と死亡保険金、医療保険金と後遺障害保険金は重複して支払われます。

(※2) 死亡保険金が支払われた場合は、本保険は失効し（普通保険約款第14条）、その翌年度以降の保険料を返還する（普通保険約款第22条第3項）ために「契約内容変更通知書」を本協会へ提出することになりますので、あらかじめご承知おきください。

問161 医療保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味か。

答 「治療日数」とは、原則として傷害を被った直接の結果として「医師が必要であると認めた治療が完了した日まで」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。薬剤、診断書、医療器具等の受領等、治療を伴わない通院は含みません。また、同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日になります。

ただし、みなし通院に該当する場合は、実際に通院していなくても「治療日数」に含むことができます。詳細は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問162 入院の日数も治療日数に含めてよいか。例えば、クラブ活動中の事故（治療日数14日から対象）で、入院を2日間、通院を12回した場合、いくら請求できるのか。

答 入院日数も治療日数としてカウントできますので、治療日数は14日となり、医療保険金30,000円と入院加算金8,000円の合計38,000円をご請求いただけます。

なお、クラブ活動中の事故で入院を2日間、通院を10回した場合、合計治療日数は12日となるため医療保険金はお支払いできませんが、入院加算金8,000円はご請求いただけます。

問163 一度請求が終了した事故について、一旦治癒したけがが再発した。再度、病院に通った場合も対象となるか。

答 当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、最初の治療日数と通算した治療日数を適用して医療保険金が支払われます。

例えば最初の治療日数が50日、再発後の治療日数が30日の場合は、通算した治療日数80日間の場合の医療保険金80,000円が支払われます。もし、50日に対する医療保険金50,000円が支払い済みであれば、80,000円 - 50,000円 = 30,000円が追加払いされることになります。

問164 骨折で入院加療を受け、その分については既に保険金の支払いを受けたが、その後手術の際に骨の固定のため埋め込んだボルトの除去手術とリハビリが必要になった。改めて保険金を請求したいが、手続きはどうしたらよいか。

答 最初の請求と同様に、その後の手術とリハビリを終え、治療が終了した時点で請求書など所定書類を提出してください。その際、以前に保険金の支払いを受けた事故の続きの治療であることをご記載ください。また、学校証明欄の記入は不要です。

問165 学研災以外の傷害保険に加入している場合、重複して学研災の保険金は支払われるか。

答 学研災は他に加入している保険とは関係なく支払われます。

問166 通学中の事故の場合、通学中事故証明書の提出は保険金請求時でよいか。

答 通学中事故証明書は、可能であれば事故通知と一緒に東京海上日動へご郵送願います。

施設間移動中の事故の場合も同様に、施設間移動中事故証明書を東京海上日動へご提出ください。

問167 診断書はどの医師が発行するものでもよいか。

答 医師としての資格を有する者であれば、誰が発行する診断書でも結構です。したがって、学内の診療所や保健管理センターで発行されるものでも構いません。

問168 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっているが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできるか。

答 原則は医師の診断書をご提出ください。なお、整骨院のみの通院もしくは医師の診断書の取付が難しい場合は、柔道整復師の施術（治療）証明書をもって医師の診断書とみなすことも可能です。柔道整復師以外の医療類似行為を行うもの（鍼、灸、マッサージ等）の証明書は医師の診断書とはみなしません。

問169 領収書は必ず添付が必要か。

答 領収書の添付は必要ではありませんが、必要に応じて確認する場合がありますので、必ずお手許に保管をお願いいたします。

なお、保険金請求額^(*1)が30万円を超える場合には診断書が必要となりますが、請求金額がご不明な場合は治療状況報告書でご請求ください。申告内容により保険金請求額が30万円を超える場合は、東京海上日動の学校保険コーナーから診断書が必要となる旨を連絡しますので、その時点で診断書の発行を依頼してください。

(*1) 学研災での保険金請求額に限らず他の傷害保険の保険金請求金額も合算します。

問170 治療の途中でも保険金請求できるか。

答 長期入院・通院の場合は治療の途中でご請求いただくことも可能です。特別に必要な書類はありませんので、保険金請求書・治療日数が分かる証拠書類を学校保険コーナーにご郵送願います。なお、ご郵送いただく書類には、治療継続中である旨の記載をお願いいたします。

問171 卒業後も治療が続くが、完治後の保険金請求は学校から行うという理解でよいか。

答 一度保険金請求されていれば、二回目以降の請求の際には学校証明欄の記入は必要ありませんので、本人から直接保険会社に連絡していただくこともできます。

問172 保険金を請求するに当たって、転院して治療した場合や複数の病院に通った場合、診断書はそれぞれの病院からもらわなければならないのか。

答 診断書は、治療した全ての病院から取り付ける必要はありません。主に治療を受けた病院から1通取り付けてください。入院した場合は入院した病院から、それが難しい場合は現在通っている病院から取り付けてください。

なお、学研災の保険金請求書に付属する診断書でなくてもかまいません。ご不明な点は東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へお問い合わせください。

問173 松葉杖などの治療用装具および治療用装具の作成に係る費用を請求することは可能か。

答 学研災は、入院および通院の日数によって医療保険金が決まるため、治療用装具および治療用装具の作成に係る費用に対する支払いはありません。

問174 学研災および付帯学総の両方で補償対象となる事故は、どのように保険金請求するのか。

答 各学校の付帯学総取扱代理店により異なりますので、代理店に相談してください。代理店もしくは保険会社から必要書類をお送りします。

	学研災（傷害） （解説P.63参照）	学研災（賠償） （解説P.82参照）	付帯学総（治療費用） （解説P.90参照） ^{(*)1}	付帯学総（賠償） （解説P.90参照）
事故連絡	【学生】学校への連絡 【学生】事故通知書類の作成・送付	【学生】【学校】事故発生・連絡・通知	【学生】取扱代理店への連絡	【学生】取扱代理店への連絡
請求書類の交付	【学校】保険金請求書類の交付	【学校】保険金請求書類の交付	【代理店】引受確認・保険会社への連絡・請求書類の交付	【東京海上日動】保険金請求書類の交付
保険金請求書の送付	【学生】【学校】保険金請求書の作成・送付	【学生】【学校】保険金請求書の作成・郵送	【学生】保険金請求書の作成・郵送	【学生】保険金請求書の作成・郵送
保険金支払い【東京海上日動】 ^{(*)2}				

(*)1 東京海上日動で事故連絡を受け付けた場合は付帯学総（治療費用）専用請求書を送付します。傷害事故で学研災と付帯学総の両方で支払い対象となる場合、学生は学校と取扱代理店の両方に報告を行い、学研災については事故通知書類の作成・送付を行います（解説P.90<ポイント>参照）。

(*)2 付帯学総の請求書類にご記載の内容から、学研災の補償対象となる可能性があるかと推察される場合は付帯学総の支払い手続き後に学研災事故連絡方法について学生、または加入者へ連絡しています。

(6) 付帯賠償

正課・学校行事・課外活動

問175 学外の実習やインターンシップ等で学生が賠償事故を起こしてしまった場合、学校は賠償責任を負うか。

答 賠償責任事故については、通常、以下が賠償責任を負うものと考えられます。

①企業側、施設側等	②学校 (国立大学法人、公立大学法人、自治体、学校法人)	③学生個人 (未成年の場合は親権者も含まれることがあります。)
-----------	---------------------------------	------------------------------------

基本的には、①企業側、施設側等および②学校が賠償責任を負うことが多く、③学生個人が単独で賠償責任を負うケースは少ないと思われます。実際に学生がどこまで賠償責任を負うかはケースにより様々であり、裁判に委ねられることも十分考えられます。

学生個人が賠償責任を負うケースとしては、実習受入先の責任者、学校、担当教員等が十分に事前の指導や注意をしたにもかかわらず、学生の過失により賠償責任事故を起こした場合などがこれに該当すると思われます。

具体的には、学生が体調不良の状態にもかかわらず無理に介護体験活動を行い、老人をベッドから落としてしまった場合、インターンシップで企業等の責任者が機械の操作訓練および注意指導を十分実施したにもかかわらず、許可なしに勝手に機械操作をした結果、他人に大けがを負わせてしまった場合などが挙げられます。ただし、これらの場合も学生個人が単独で賠償責任を負うケースは少なく、企業側、施設側等および学校が同時に賠償責任を負うことも考えられます。

(※) 付帯賠償で対象となるのは、学生が損害賠償責任を負担する場合があります。

問 176 付帯賠償以外の賠償責任保険にも重複して加入している場合、付帯賠償から保険金は支払われるのか。

答 支払われます。ただし以下の点にご注意ください。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害の額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。(賠償責任保険普通保険約款第27条)

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

本保険の契約内容に基づいて保険金を支払います。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた金額。

ただし、本保険の支払限度額を上限とします。

保険金を請求する場合は、保険金請求書の「今回の損害を補償する他の保険契約等」欄にご記入をお願いします。

問 177 付帯賠償と付帯学総の両方に加入している学生の賠償の事故は、どちらが適用されるのか。

答 付帯賠償、付帯学総の両方にご加入の場合で、付帯賠償の対象範囲の事故が発生した場合は、付帯学総の加入有無を確認の上、以下の観点から付帯学総でのお手続きをご案内しております。

・付帯学総には示談交渉サービスが付帯されている。

・付帯学総においては学校証明が不要である。

問 178 賠償額は相手が複数であっても全て1事故あたり1億円限度か。

答 賠償額の上限は、被害者の数にかかわらず、一連の事故を「1事故」とみなしますので、1事故で1億円限度となります。

問 179 ゼミの発表のため農家に聞き取り調査を行った際、その家の窓ガラスを誤って割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)では、当該調査が正課または学校行事として事前に位置づけられていれば対象となります。Bコース(インターン賠)では対象となりません。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問 180 体育の授業中、自分のメガネを落としてメガネが破損した場合、対象となるか。また、他人のメガネを破損した場合はどうか。

答 自分のものについては補償対象外です。他人のメガネを破損させた場合は、学生に法律上の賠償責任が発生した場合にAコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)で補償対象となりますが、スポーツ中の事故については対象とならないこともありますので、問193をご参照の上、詳細は東京海上日動の学校保険コーナー(0120-868-066)にお問い合わせください。

問 181 卒業研究のため、学校が所有していない設備を有する企業へ指導教員があらかじめ連絡を取り学生がその設備を使って実験を行っていたところ、使用方法を誤ってその設備を壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース(学研賠)、Cコース(医学賠)およびLコース(法科賠)については対象となります。

問 182 介護福祉士資格の取得や、社会福祉士資格取得試験の受験資格取得のために必要な養護実習中の事故は付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では、当該実習が正課または学校行事として事前に位置づけられていれば対象となります。

学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問 183 薬学部での実習中、病院等で調剤ミスを起こしてしまった場合、補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）では、正課での実習中であれば対象となります。

調剤を行う場合、正課・学校行事と位置づけられたインターンシップであってもBコース（インターン賠）では補償対象外ですのでご注意ください（問30も合わせてご参照ください）。

問 184 実験中、アルコールランプの炎がついたまま動かしたところ、カーテンに燃え移ってしまい「ぼや」を起こしてしまった。付帯賠償の補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では、正課での実験中であれば対象となります。なお、自然発火または自然爆発した受託物の損壊は補償対象外となります。

問 185 実習で動物を治療中に動物を傷つけてしまった場合、付帯賠償の対象となるか。また、管理していた動物が第三者に損害を与えた場合はどうか。

答 動物自体の損害は原則として対象外となります（詳細は約款P.189受託者賠償責任保険追加特約条項第2条（保険金を支払わない場合）をご参照ください）。

一方、被保険者の過失により管理していた動物が第三者に損害を与えた場合等は、Bコース（インターン賠）を除き、原則として対象となります。問202もあわせてご参照ください。

いずれの場合も状況に応じて個別に判断させていただきますので、事故時には東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）までご相談ください。

問 186 教員が実験装置の使用方法を指導し、学生が理解していたにもかかわらず、実験中に実験装置を壊して修理不能となった。新しい実験装置の買替費用は補償対象となるか。

答 法律上の賠償範囲である時価額が保険の対象となります。新品の買替費用全額が対象となるわけではありません。

問 187 単位互換で海外留学している学校で、正課中に研究室の実験器具を誤って床に落とし破損させた。付帯賠償の対象となるか。

答 正課中の対物賠償事故であるため、Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）に加入していれば、対象となります。

問 188 学園祭に出店していた模擬店から食中毒が発生し、数人が入院した。付帯賠償の対象となるか。また、その責任を負うのは誰になるのか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）では、学校行事は補償対象範囲に含まれているため、対象となります。質問の事例の場合、模擬店の出店を認めた学校に責任が生ずることも考えられますが、この他に学園祭の主催団体（実行委員会など）や模擬店を出店した団体の責任者、当日の調理担当者、当該団体のメンバー全員などが責任を問われることも考えられます。複数の学生が責任を問われた場合、各学生が前述のいずれかのコースに加入していれば対象となります。

問189 学園祭の始まる1週間前に、実行委員の学生がPRの垂れ幕を屋上から取り付けようとしたところ、誤って落としてしまい、下を歩いていた学生に垂れ幕の軸が当たってけがをさせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 学園祭を含む学校行事の準備などで会場を設営する場合および片づけなどで会場を撤去する場合における賠償事故については、学校行事を挙げる前日および翌日の、それぞれ設営および撤去のために学校が了承した時間帯に起きたものであれば学校行事中とみなして扱います。質問の事例では学校行事の1週間前の事故ということなので、正課・学校行事としての位置づけがない限り、対象なりません。

問190 車の使用、所有、管理における事故は学研災では対象になるが、付帯賠償ではどうか。

答 付帯賠償における補償は状況によります。車の使用、所有、管理における事故は補償対象外となりますが、友人の車に同乗中、飲み物をこぼし、車の内部を汚してしまった場合等は補償される場合もあります。状況によりますが、一般的には、交通事故は補償対象外とお考えください。

問191 ① 介護体験活動を行うため、自宅から受入機関へ自転車で向かう途中で事故を起こし、相手にけがを負わせ自分も負傷した。学研災および付帯賠償の対象となるか。
② 同じ条件で、自宅から受入機関へ自動車に向かう途中の事故の場合はどうか。

答 ① 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許状取得希望学生が行う介護体験活動に伴い発生した事故による相手のけがの補償については、その往復を含め全コースの対象となります。ただし、その際、学生本人のけがについては、通学特約をつけている場合に限り学研災の対象となります。
② 自動車を運転中の対人・対物事故については、全コースで対象とはなりません。学生本人のけがについては上記回答①と同様になります。

問192 学校への通学中、学校の最寄りの駅の階段を降りていたところ、つまずいてバランスを崩した拍子に隣にいた人にぶつかってしまい、その人は階段を転げ落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）については、正課または学校行事に出席するための通学中であることが証明されれば補償対象となります。Bコース（インターン賠）では、対象なりません。

問193 学校行事としてのソフトボール大会中、走者と内野手が衝突し、内野手がけがをした。このように、スポーツ中にけがを負わせた場合は付帯賠償の対象となるか。

答 付帯賠償の対象となるのは、学生が「法律上の損害賠償責任」を負った場合です。学生の行為に違法性がない場合は、法律上、損害賠償責任は発生しないとされています。つまり、学生がスポーツ中に結果として相手にけがを負わせることになったとしても、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為であれば、それには違法性がないとされ、学生は法律上の損害賠償責任を負いません。従って、スポーツ中の事故では通常、学生は法律上の損害賠償責任を負わないため、付帯賠償の対象にならない事例が多いと考えられます。

なお、この事例は、学校行事中の傷害事故であるため、けがをした本人が学研災に加入していれば、学研災の保険金支払いの対象となります。

問194 臨床実習等で学生が患者に精神的ストレスを与えた場合、補償対象となるか。

答 精神的ストレスにつきましては、学生が行った行為との因果関係が証明でき、学生が法律上の損害賠償責任を負い、心療内科等で治療が行われた場合には補償対象となります。

問195 新型コロナウイルス感染症に感染した学生が、他人へ損害^(*)を与えた場合、付帯賠償で補償されるのか。

(*) 濃厚接触者となりPCR検査費用を負担しなくなかった、感染症をうつしてしまい治療費を支払わざるを得なくなった等

答 当該学生と接触した人物が濃厚接触者となっただけでは学生が損害賠償責任を負ったものとはみなされず、補償対象外となる可能性が高いと考えられます。ただし、状況によってはお支払いできる可能性もありますので、事故が起きた場合には東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へお問い合わせください。

インターンシップ

問196 インターンシップ先で得た個人情報を漏らしてしまったような場合、賠償の補償対象となるか。

答 Aコース（学研賠）Bコース（インターン賠）およびCコース（医学賠）では対象になりません。Lコース（法科賠）では、臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報漏えい等により、人格権を侵害した場合に補償対象となります。詳細はP.39および問175をご参照ください。

問197 所属する学部の教育指導方針で、現場実務を経験するために工事事務所でインターンシップを行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 正課または学校の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事として実施するインターンシップであれば、すべてのコースで対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問198 企業が主催するインターンシップに学生個人が申込みをして参加した。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 正課または学校の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事としてのインターンシップではないため、対象とはなりません。ただし、個人申込みでも該当のインターンシップを学校で正課・学校行事と位置づけていただければ、学研災・付帯賠償の補償対象となります。また、企業説明会など就業体験を伴わないインターンシップは補償対象外となります。詳細はP.7をご参照ください。

問199 県庁が県内の企業に呼びかけてインターンシップを実施することになり、県内の各大学あてに参加希望者を推薦してほしいという通知が届いた。県庁が学長の推薦（学長個人の判断ではない）に基づき参加者を決定することになるが、大学としてはこのインターンシップを正課または学校行事として位置づけているわけではない。このインターンシップは付帯賠償の対象となるか。

答 正課または大学の教育活動の一環として事前に位置づけられた学校行事としてのインターンシップではないため、対象とはなりません。ただし、学長の推薦が学校の総意であり、P.49の手順に基づき事前に学校行事と位置づけていただき、就業体験を伴う場合は、対象となります。

問200 正課としてのインターンシップに参加した学生が、企業からアルバイト代相当の賃金と食費、交通費の支給を受けていても、付帯賠償の対象となるか。

答 正課としてのインターンシップで就業体験を伴うのであれば、全コースで対象となります。また、学研災同様、報酬の有無は問いません。

問201 インターンシップ中、学生が誤って企業のコンピュータプログラムを壊し、データを消去してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 コンピュータプログラムのデータ、ソフトウェア、プログラム等は、財物ではないため財物損壊に当たらず付帯賠償の対象とはなりません。

問202 インターンシップ先で実験等に使う犬を散歩させていたところ、その犬が他人に危害を加えてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 正課または学校の教育活動の一環として、P.49の順に基づき事前に位置づけられた学校行事として実施するインターンシップであれば、対象となります。問185もあわせてご参照ください。
ただし、事故が発生した状況にもよるため、詳細については東京海上日動の学校保険コーナー（0120-868-066）へご相談ください。

介護体験活動

問203 学校が単位取得の有無にかかわらず授業の一環として位置づけた介護体験活動を、小・中学校の教員免許取得希望者が行った。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に基づく介護体験活動として対象となります（届出証明者：学部長または授業担当〔指導〕教員）。

問204 既に教員免許を取得済みで介護体験活動を行う必要のない学生が、自分の意思で介護体験活動に申し込み、受入施設で介護体験活動に従事していたところ、相手にけがをさせた。付帯賠償の対象となるか。

答 平成9年11月26日付けの文部事務次官通達では、介護等体験活動を法律上要しないとされた場合でも、学生の希望がある場合には可能な限り本人の意思が尊重されることになっています。よって、この場合は教員免許取得希望学生に準じるものとして全コースで対象となります。

教育実習

問205 小学校の教育実習に行き、子どもたちから鉄棒の逆上りを教えてほしいと言われたので放課後練習に付き合い、1人の子どもに教えていたところ、一緒に練習に参加した別の子どもが鉄棒から落ちて大けがをした。付帯賠償の対象となるか。

答 法律上の賠償責任を負う事故であり、かつ、担当教員に当該活動を事前に報告し教育実習の一環として了承されていれば、全コースで対象となります。

問206 養護学校の教諭の免許取得を希望する学生が病院での養護に関する医学実習を行った場合、付帯賠償の補償範囲に含まれるか。

答 Aコース（学研賠）およびCコース（医学賠）では対象となります（医療行為を伴う場合はCコースとなります）。

なお、質問の「病院での養護に関する医学実習」は教育実習に該当しないため、Bコース（インターン賠）では対象となりません。

Bコース（インターン賠）の対象となる教育実習については、以下のとおり定義されています。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条の別表第一、別表第二及び別表第二の二並びに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項に定める表の第五欄に規定する「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校又は高校において行う活動をいい、特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。（学研災付帯賠償責任保険共通特約条項第1条）

保育実習

問207 児童養護施設で保育実習中、幼児をなだめるため「高い高い」をしていたところ、幼児の頭を教室の鴨居にぶつけてしまい幼児は裂傷を負った。付帯賠償の対象となるか。

答 厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において起きた事故で法律上の賠償責任を負う事故であれば、対象となります。

問208 保育所で保育実習中、目を離した隙に担当していたクラスの子ども同士が喧嘩して、一人の子どもの投げたおもちゃがもう一人の子どもの顔に当たり、その子どもは眼に大けがを負った。その後、けがをした子どもの父兄が「子どもが大けがをしたのは実習生がしっかりと子どもたちを見ていなかったからだ」と抗議してきた。付帯賠償の対象となるか。

答 厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において起きた事故であり、事故の原因が実習生の過失によると認められるのであれば、対象となります。

ボランティア活動

問209 学校行事としてのボランティア活動に参加した学生が、主催者側から謝礼と交通費を受け取った。謝礼を受け取った場合でも補償対象となるか。

答 教育活動の一環として、P.49の手順に基づき事前に位置づけられた学校行事として行うボランティア活動であれば、全コースで対象となります。報酬の有無は問いません。

問210 大雨により、近郊に大規模な土砂崩れが発生し、多くの被災者が発生した。学校は、これらの被災者に対する救済ボランティア活動へ一定期間参加する旨を決定し、学生の参加者を募ったが、付帯賠償の適用範囲か。

答 当該ボランティア活動が、正課または事前に位置づけられた学校行事ということであれば、全コースで対象となります。学校行事としての位置づけの方法についてはP.49をご参照ください。

問211 サッカー部がボランティア活動として近隣の少年サッカーチームの指導を行っている。この場合に付帯賠償は適用されるのか。

答 サッカー部のボランティア活動は、ボランティア活動を実施することを目的として組織された学内学生団体の活動ではないため対象になりませんが、P.49の手順に基づき学校がこのボランティア活動を学校行事として位置づけをした場合は、全コースで対象となります。

問212 正課の授業としてボランティア実習を義務づけているが、付帯賠償の対象となるか。

答 当該実習の往復における賠償事故も含めて全コースで対象となります。

問213 学校公認の学生ボランティアサークルが部員のレクリエーションでバレーボールをしていたところ、ボールがコートから出て施設の窓ガラスを割ってしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 学校公認の学生ボランティアサークルであっても、レクリエーションとしての部員同士のバレーボールはボランティア活動ではないため、全コースで対象にはなりません。

往復中

加入しているコースの対象となる活動への参加を目的としてその住居（社会人入試を経て学校に入学した学生の場合、その勤務先を含みます。）と活動場所となる施設の間を、合理的な経路および方法（学校が禁止した方法を除きます。）により移動している間

または加入しているコースの対象となる活動への参加を目的としてその活動場所となる施設と施設の間を合理的な経路および方法（学校が禁止した方法を除きます。）により移動している間

問214 授業に出席するために自転車で学校へ向かう途中、駐車していた自動車にペダル部分が接触し、車体のドアにキズをつけてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 Aコース（学研賠）、Cコース（医学賠）およびLコース（法科賠）に加入していれば、対象となります。なお、自動車（二輪、三輪および四輪を含みます。）で通学中の賠償事故は対象となりませんのでご注意ください。

問215 自宅からインターンシップ先の企業へ向かう途中、貸与されていたカメラを電車の中の網棚に置き忘れて下車し、紛失してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 インターンシップが正課、学校行事または課外活動^(*)として位置づけてあれば、全コースで補償対象となります。

(*) 付帯賠償の課外活動とは、学校の規則に即した所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。ただし、学校が禁じた時間または場所で行われる活動および禁止行為を除きます。

問216 活動場所となる施設とは。

答 活動を開始する集合および解散場所・地点を指します。活動の実態により異なるため一概に定義はできませんが、授業に参加する場合の「活動場所となる施設」とは、一般的には「教室」となり、教室に到着するまでが通学中としての取扱いになります。活動実態にあわせて、個別にご相談ください。なお、上記の場合、到着後活動開始前までに教室内で発生した事故は活動中の事故として補償対象となります。

問217 学校施設間の移動中とは。

答 活動場所となる施設とは、活動を開始する集合および解散場所・地点を指します。よって、直前に行った活動の解散場所から、次の活動の集合場所までの施設間移動中となります。キャンパス内で発生した場合、合理的な経路や経路の逸脱の判断については、前後の活動場所間の経路・集合および解散時間等からご相談ください。

問218 ボランティアクラブの活動のため学校から自転車で保育所へ向かう途中、人とぶつかってけがを負わせてしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 付帯賠償の「課外活動」とは、学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。従って、学校が認めた学内学生団体（詳細はP.36をご参照ください。）であれば、全コースで補償対象となります。

問219 授業終了後、クラブ活動のため異なるキャンパスのグラウンドへ行く途中、学校から借りていたパソコンを誤って落とし壊してしまった。付帯賠償の対象となるか。

答 授業終了後であれば、日帰りに限りクラブ活動への往復も補償対象となり、Bコース（インターン賠償を除く全コースで補償対象となります。（詳細はP.36をご参照ください。）

